

平成 30 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 3 月 8 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 3 月 8 日 午後 1 時 07 分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 付託案件

議案第 25 号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 28 号 可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 32 号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について

議案第 33 号 市道路線の廃止について

議案第 34 号 市道路線の認定について

2. 出資法人の経営状況説明書について

- (1) 一般財団法人可児市公共施設振興公社
- (2) 公益財団法人可児市体育連盟
- (3) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

3. 事前質疑

- (1) 山城資源の周辺整備について

4. 報告事項

- (1) 農振除外申請の受付回数の変更について
- (2) 可児市文化創造センターの大規模改修について
- (3) 可児市水道整備基本計画について
- (4) 可児市水道事業中長期収支計画について
- (5) 区域外における公の施設の利用について

5. 協議事項

- (1) 常任委員会での課題抽出（所管事務調査事項）について

5. 出席委員（7名）

委員長	高木将延	副委員長	野呂和久
委員	伊藤健二	委員	川上文浩
委員	酒井正司	委員	渡辺仁美

委員 大平伸二

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人	可児市公共施設振興公社	事務局長	渡辺英幸
公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	三好誠司
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山口和己

8. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	渡辺達也	市民部長	吉田隆司
建設部長	三好英隆	水道部長	丹羽克爾
市民部参事	村瀬雅也	経済政策課長	高井美樹
観光交流課長	坪内豊	産業振興課長	加納克彦
都市計画課長	田上元一	施設住宅課長	吉田順彦
管理用地課長	田中正規	上下水道料金課長	長瀬繁生
水道課長	古山秀晃	下水道課長	佐橋猛
人づくり課長	遠藤文彦		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡邊ちえ	議会事務局 書記	林桂太郎
-------------	------	-------------	------

○委員長（高木将延君） 少し時間前ではございますが、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、議案第25号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） それでは、資料番号1、議案書の40ページ、資料番号6、議案説明書の4ページをお願いいたします。

議案第25号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

可児市小口融資条例における融資については、岐阜県信用保証協会の信用保証を活用し、融資の条件につきましては岐阜県信用保証協会の規定を準用しております。

今回の改正は、中小企業信用保険法及び信用保証協会法の改正により、岐阜県信用保証協会における市町村小口零細企業融資保証取り扱い要綱が改正されたことに伴い改正するものでございます。

改正のポイントといたしましては、小規模事業者の継続的発展を支えるため、支援拡充を行うもので、貸付限度額の拡大、保証期間を拡張するものでございます。

改正内容といたしましては、第4条第3号、第6条第7号につきましては、連帯保証人を要しない条件を緩和するよう改めます。

また、第6条では第1号の貸付限度額を1,250万円から2,000万円に改め、第4号の貸付期間を96カ月、8年以内から120カ月、10年以内に改めます。

施行日につきましては、平成30年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある委員の方、おられますでしょうか。

○委員（酒井正司君） 最後の6条の条外規定、協会が特に必要と認める場合はこの限りでないという、この対象はどのようなことを想定しているのでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君） 今まで、法人市民税が均等割のみかかっている法人については云々というものがあつたわけなんですけど、これを緩和するというので、協会が必要とあればということで、原則論、保証人は要らないということでございます。

○委員長（高木将延君） そのほか発言ございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 今の話で、逆に言えば、原則連帯保証人は要らないんだけど、必要とする場合は、協会が特に必要と認める、この特に必要と認める場合の基準点というか、考え

方、主にどんなことでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君） 今までは、この小口融資を銀行から受ける場合、それじゃない融資も銀行から受けているよといった方も見えると思うんですが、そういったときに保証人を要る要らんという、そこでまず小口融資以外の部分で保証人を定めた方と定めていない方と銀行によって見えます。

基本的には、その中で連携保証人は、銀行が要らないよと言った部分については要りませんよということになるんですが、若干の保証関係、信用関係がある中で、保証人をつけてくださいという場面も想定されると思います。

○委員（伊藤健二君） 結局、借りようとする人の過去実績というか、これまでの資金調達の実績なり、評価づけに応じて必要であるかないかの判定が貸し出す側からなされるという理解でよろしいんですね。

○産業振興課長（加納克彦君） 保証協会が確認するものだと考えております。

○委員長（高木将延君） そのほか発言ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございますでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

発言もありませんので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第 25 号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 25 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、議案第 26 号 可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○経済政策課長（高井美樹君） 資料番号 1、議案書の 42 ページ、資料番号 6、提出議案説明書 4 ページをごらんください。

当議案につきましては、12 月の委員会においても概要を説明させていただいておりますが、当条例は区域を指定した中にある事業所の緑地及び環境施設面積の率を緩和するもので、議案説明書の 4 ページにありますとおり、改正趣旨につきましては企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い改正するもの

でございます。

別途、委員会資料1番をお配りしております。A4・1枚のものと、それから別紙で県の計画書のほうを今回提出させていただいておりますのでごらんください。

まず、表のほうで資料1のほうで説明いたします。

今回、条例が根拠としています法律の名称が変わりました。目的のところをごらんください。表の欄3つ目ですね。前のときも説明いたしましたけれども、法律の中で地域の特性を生かすというような文面が大きく加わってまいりました。その下で、対象につきましても、改正前につきましてもは製造業中心のものでございましたが、今回対象分野や業種というものが拡大されてきております。

それから、県の計画における本市の位置づけが変わってまいりました。その下の基本計画というところですね。中濃基本計画というところに位置づけておりましたけれども、今回、中濃から東濃5市に可児市と御嵩町を含んだ東濃・中濃計画というほうに切りかわりました。12月の説明のときには東濃クロスエリア地域という文言にしておりましたけれども、県のほうの正式な名称はこの東濃・中濃地域基本計画というものになっております。

一番下の下段になりますけれども、主な支援措置につきましても、表のとおり幾つか拡大をされてきております。今回、市条例において改正する部分につきましても、この表の一番最下段、可児工業団地におきまして、緑地の緩和の区域が一部と書いてあるものから、可児工業団地全域というところに拡大をされるものでございます。

裏面をごらんください。

カラー刷りの可児工業団地の図面をつけてございますけれども、この条例は平成27年施行いたしまして、黄色に塗られている部分の事業所、これは一般公募企業ということで、オークマ株式会社とか三菱電機株式会社とか大手が入ってみえるところがございますけれども、そちらにつきましても平成27年から緑地面積率が100分の5、緑地を含む環境施設面積が100分の10ということで緩和対象地域になっておりました。

今回の法改正と、それから県の計画、この東濃・中濃計画の改定に伴いまして、今回赤色に塗られた部分、北側のほうと下のほうにもございます高度化集団企業というところで、主に中小企業が入っておられる企業分でございますが、こちらのほうを含んだ可児工業団地全域が従前の黄色い部分と同じ緩和を受けることが可能になったということでございます。そのために可児工業団地からも従前からやはり同じように合わせてほしいというような御要望を受けておまして、県計画の変更に伴って我々のほうからも県の計画への反映を要望してまいりました。

では、別紙の県の計画のほうを少しごらんください。これの5ページをお開きください。

可児工業団地というものが、この県の計画の中に重点促進区域というところに位置づけをしていただきました。

さらに裏の面を見てくださいと、6ページの(3)のところに重点促進区域に存する市町が指定しようとする工業立地特例対象区域というようなことで、こちら指定をされてお

ります。その指定されているところが筆単位で指定をされているわけなんですけれども、これによって可児工業団地全域が指定されたというところでございます。

これに伴いまして、敷地内で生産設備の増設が可能になるとともに、需要増への対応であったり、新製品の開発等に取り組めるようになり、地域経済の稼ぐ力の好循環を後押しできるようにするものというふうに考えております。

以降、計画7ページが、製造業から観光産業と広い分野にわたって県の計画に位置づけられておりますので、またお時間のあるときに御一読いただきたいと思っております。以上です。

○委員長（高木将延君） これより議案第26号についての質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（酒井正司君） 本題に入る前ですけれども、県がネーミングしたということなんで、しようがないんでしょうが、この対象市町村、これが新しくなったのは、まさに東美濃の対象地域そのままなんですけど、こういう呼称というのを位置づけしてこれからしっかりと取り組もうということで、中濃から東美濃というふうに、これは対象地域を見ればまさにそのままなんですけど、そういうネーミングについて県への働きかけって事前にされましたか、どうですか。

○経済政策課長（高井美樹君） 市のほうから、部長も直接電話を入れ、どうなんだという話はさせていただきましたけれども、この計画は国のほうも、県計画を国が同意するという形になっておりまして、どうしても個別に県の中の通称で呼んでいるような地区だと、国のほうから見たときに、どこの地域になるのかというのが非常にわかりにくいというようなことから、本来ですと、中濃基本計画であれば、今までは可児・御嵩は中濃に入っておりましたけれども、今回東濃のほうに入ったということで、東濃・中濃基本計画というような名称にせざるを得なかったというふうに回答いただいております。以上です。

○委員（酒井正司君） 理解はできましたが、納得できない気分ですね。

それで、内容のほうです。主な支援措置、資料1のちょうど支援措置の真ん中の辺、RE S A S（リーサス）が出てきますね。経済産業省と内閣官房が力を入れている地域経済の分析システムだと思うんですが、これを活用した後の政府のフォローといいますか、助成とか支援とか、そういうのは制度的にあるんですか。

○経済政策課長（高井美樹君） RE S A Sは工業統計であったり産業統計であったり、それぞれを細かく入れて、個別企業まではわかりませんが、ある程度の業種とか、そういったものがどういうふうに物が動いているとかがわかるような、いわゆる大きなデータベース、ビッグデータなわけです。

この利用については、我々職員のパソコンにもこのRE S A Sが見られるようになっておりまして、できる限りそういったもので可児市の状況を勉強するようにはしております。

あと、経済産業省、中部のほうではこういったRE S A Sの研修会を全市町村に働きかけをして、まず使い方の勉強から今入っているというような状況ですので、当然企業についても、こういったRE S A Sから出てくるデータに基づいて、可児の金属であったり輸送機器

などがどこの港からどういうふうに出ていっているとか、どこに動いているというようなものを理解しながら、必要であればビジネスチャンスにつなげていただくというような支援になっているというふうに理解しています。

○委員長（高木将延君） そのほか。

○委員（川上文浩君） ちょっと教えてもらいたくて、中濃終わっちゃったみたいなどころがあって、飛騨と東濃と岐阜とに変にひっつけられてみたいなどころがあるんだけど、それはそれで県の構想の中だからということなんでしょうけど、東濃・中濃地域の基本計画の中でこれからそういった経済とか自然とかいろんなものが定義されていくわけですね、東濃と中濃ということで。そうやってきたときに、まず今までの歴史とか経済のつながりの中で、可児市、御嵩町が今度東濃の中に入っていっているわけなんだけど、これというのは、現在経済圏域として、今までの動き、それから今までの経済のつながりというのはどれぐらいあって、今後どうなるというような考えでこういったことを、基本計画ですから当然市の意見も取り入れての話だと思うんだけど、その辺のところはどうなんですか。

○経済政策課長（高井美樹君） まず東海環状自動車道、それから中津川市にかけてのリニアですね。これをもとにした道路、鉄道の骨格というもののつながりがこれから東濃、この可児から向こうに向けて関連性が、特に東海環状、トヨタ自動車等三河に向かったものが関連するということはあるというふうに、この計画書の中にも書き込んでございます。

当然、産業としましては、実は東濃、多治見市から東側というのはどちらかという陶磁器産業を中心に書き込まれているわけなんですけれども、今度、瑞浪に来るアイシン・エイ・ダブリュ株式会社であったりとか、そういったものの自動車関連企業も出てきているというようなところの中で、そういったいわゆる製造業を中心にしたものの関連性であったり、あと一番やはり大きくこの計画の中に書かれていますのが、9ページの⑤のところから書いてある観光資源を活用した観光産業、こういったものを連携づけながらやっていけるんじゃないかということがこの基本計画の中に新たに、今回の地域未来投資促進法に伴う法改正に伴って、こういったものも位置づけがされてきたというようなことになっているかなというふうに考えます。

○委員（川上文浩君） 今まで我々もいろいろな活動をしてきて、いろんな考えもあって、いろいろ調査もしてきたんだけど、いわゆる東濃5市と旧可児郡のつながりというのは、経済的にいって余りないんだよね。メリットもないんだよね。陶磁器産業でいっても、明らかに可児は、関係ないと言ったら失礼なんだけど文化が違って、産業的には全然構造も違うという中で、今回こうされていて、条例までいろいろ変えながらやっていくということはわかるんだけど、これから先、今までの歴史の中と、これからどうするのといったときに、やはり可児は可児独自、旧可児郡の独自の経済であったり伝統、歴史、文化というものがあって、自然もそうなんだけど、東海環状はわかるんだけど、それ以外にリニアもある程度理解はできるんだけど、やはり名古屋圏との関係というのが非常につながりが強い。トヨタ関連もそうだと思うんですけど、無理無理そんなにここに……。ナンバーの話は

関係ないからね、言っておくけどね。だけれども、今からそちらへどンドンというよりも、それはそれとして、県の考えていることなんでおつき合いをしなくちゃいけないだろうけれども、観光にしても、僕はまだまだ犬山を中心にした尾張地域との関連というのがもう一番大事だと思っているし、リニアにしても、名古屋の駅から可児へのアクセスをどう考えていくかというのが最優先事項であって、中津川へのアクセスよりも、明らかに名古屋圏へのアクセスのほうを優先的に考えるべきだと思うんだけど、その辺のところは部、また課内で話し合われた経緯はありますか。

○**経済政策課長（高井美樹君）** 内部的な基本計画に対しての意見ということで位置づけをさせていただきますと、基本的には県のほうの委員会の中で御検討されて、こういった圏域に割ってやっていくということが前提に我々のところには話が来ていますので、この辺のところを我々としては、今までの流れの中で可児の製造業、川上委員おっしゃるとおり、製造業的な違いというのは大きな違いがありますので、この中に入れていただく文面の中には、相当可児市のことを見てとれるものを色濃く入れさせていただいております。この重点区域もこの中では可児市だけになっておりますので、こういった製造業というのは、この中に入れさせていただいております。一番やはり大きいのは、観光産業というものを今回の法改正の中で、4次産業でこういったものまで入れ込むことができるという法律に大きく変わったことの中で、県はこの骨格を、少し圏域をいじったところなので、内部的には、やはり観光の部分と製造業というのは分けて考えているというところはございます。

○**委員長（高木将延君）** そのほかよろしかったでしょうか。

○**委員（伊藤健二君）** この県の文書で、別紙にある東濃・中濃地域基本計画の、今御紹介いただいた5ページの重点促進区域の中の文言についてちょっと聞いても構いませんか。

そこでちょっと気になるというか、教えていただきたいんですけど、この可児工業団地がきちっと位置づけられて、市の産業を牽引する工業の振興を図るというのは、これは理解できる。その後のところでお聞きしたい。経済的な自立性を高める拠点、拠点というのは場所という意味だと思うから、経済的な自立性を高めるという文言がどういう意味なんですかね。経済的には自立していないわけじゃないんですけど、愛知県名古屋圏にある、例えば自動車産業だとか、あるいは連動した航空産業だとかのかかわりで、そこに引っ張られているというか、従属という言葉が対立語では出てこないんですけど、どういう意味だろう、この自立性って。日本経済とは関係なしに勝手に発展できるという意味ではないでしょう。ちょっと意味がわからないんですけど。そういう目的になっておるから、創業環境をよくして、新規立地も呼び込んで、よりいい経済活動ができるんだと、だからこうしたんだという、この条例を変える目的はそこにあるというわけだもんで、ちょっと教えてほしい、イメージを。

○**経済政策課長（高井美樹君）** なかなか難しい御質問なんですけれども、その上をござんいただきますと、関連計画における記載等とございまして、この文面は、第2次可児市都市計画マスタープランの中に書き込まれているものということになってございまして、その中で言う経済的な自立性というのは、可児市がいわゆるこの産業といったものによって、経済的な

恩恵を受けて、かつて不交付団体になったように自立できる行政といいますかね、になれるようなという、その中核を担うのが可児の工業団地だというような第2次可児市都市計画マスタープランの中では位置づけなのだろうというふうに、この文面は私が書いた文面ではないので、推測します。

○委員長（高木将延君） そのほかよろしかったでしょうか。

○委員（川上文浩君） これはこれとして、県が大分、市の意見も聞いたとは思いますが、でも設定してきた部分で、可児の工業団地も県の工業団地ですから当然ですよ。二野だってあるし、柿田だってあるし、今後開発が進むであろう東部もあるんですが、それはそれとして、やはり可児市はこれはこれとして、きちっとした今までの伝統、歴史、文化、将来を見据えた経済というものをしっかりと打ち出して行って、余りこれにとられることは僕はないんじゃないかというふうに思っていますので、そういうふうに条例改正、国のほうで入れることになったので、条例改正ということだけ捉えさせてもらって、やっぱり独自にその部分をしっかりとビジョンを持って進めていけば、失礼な言い方をすると、県がこれを示したということで、ああそうですかということなんじゃないかなというふうには思うんですけども、その辺のところは部長、どうなんですか。

○観光経済部長（渡辺達也君） そもそも今回は工業団地の中の緑地の緩和率、これがまだ緩和されていないところがあると、それをどうすべきかというところが最初の着眼点でございますので、それをさておいて大所高所から云々という話じゃなくて、まず工業団地の関係者のほうからも、ぜひとも緑地の緩和をして、今こういう状況ですので、何とか造成したという声を真摯に受けとめて、その手続としてはこれが必要だという形で今回上程させていただいたというのが本意でございますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

○委員長（高木将延君） そのほかよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

発言もないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第26号 可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第26号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 27 号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 資料番号 1 の議案 44 ページから 47 ページ、資料番号 6 の提出議案説明書の 4 ページ最下段をごらんください。

議案第 27 号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

第 7 次地方分権一括法の成立に伴いまして、公営住宅法同法施行令、同法施行規則が一部改正されました。公営住宅の入居者は毎年度、翌年度の家賃を決めるために前年の収入を市長に申告しなければならないことが議案 46 ページ、条例第 11 条に明記してあります。これは法の規定によるもので、申告しない場合のペナルティーも条例第 10 条に定めてあります。

今回の法改正で、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすることが困難な場合に事業主体において官公署で閲覧することなどにより、把握した収入で家賃決定ができるように収入申告義務が緩和されました。この改正に伴い、条例に緩和措置に関する義務の例外を規定するものでございます。また、それ以外にも公営住宅法同法施行令、同法施行規則の改正に伴い、引用条項にずれが生じたための改正、条文中の表記を整理する改正もあわせて行います。

施行日は、公布の日からとさせていただきます。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより議案第 27 号についての質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） 法改正による入居要件の緩和ということで、11 条はほぼそのままだと思うんですが、9 条は L G B T を意識した条項でしょうか。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 9 条の 2 でしょうか、9 条の 3 でしょうか。

9 条の 3 につきましては、入居の承継のことなんですけれど、これが先ほど最後に言いました条文中の表記を整理するというので、前にも出たものを、何度も同じ文言が使っていましたので、そこで省けるように、5 条のほうで 9 条の 3 第 1 項において同じというふうに表記の整理をさせてもらったものです。

○委員（酒井正司君） 表記ではあるんですが、9 条の 3 だけ見れば、婚姻の届けをしないがという部分だね。その部分が削除されたという、いわゆる簡素化されたという部分だけをとると、L G B T も含むようなニュアンスに変わってきている、それを意識した条文になったような気がするんですが、それは特に意識はしていないですか。

○施設住宅課長（吉田順彦君） はい。その件につきましては、特に入っておりませんので、表記の整理のみで、内容的には変わっていないです。

○委員長（高木将延君） そのほかよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第 27 号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 27 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 28 号 可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） では、議案書の 48 ページと、それから議案説明書の 5 ページのほう、それからお手元には本日の資料 2 ということで御用意していますのでよろしくお願いたします。

まず、特定用途制限地域について簡単に御説明をさせていただきます。

特定用途制限地域は、都市計画法第 8 条に規定をいたします地域地区の一つということでありまして、いわゆる用地地域が定められてない土地、白地とか無指定とかといいますけれども、そういうところにおいて良好な環境の形成を図るということで、特定の建築物の用途を制限するというものであります。

可児市におきましては、広見東部地域におきまして地元の皆さんが定められましたまちづくりルールを法的に担保するというこのために特定用途制限地域を都市計画決定いたしております。特定用途制限地域内における建築物の制限につきましては、市町村条例で規定をすることによりまして建築基準法上の制約を受けるということになっております。このため可児市においては、可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例を定めまして、都市計画法に基づく特定用途制限地域に定めた建築物に関する規制内容を建築基準法の規制といたしております。

そこで、資料のほうをごらんいただきたいと存じますが、昨年の通常国会におきまして土地緑地法等の一部を改正する法律が成立をいたしました。これに伴いまして、先ほど申し上げました都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定をいたします用途地域の中に、新たに田園住居地域という新しい用途地域が追加をされまして、あわせて用途地域内における建築物の制限を規定しております建築基準法も改正をされたということでございます。そこで、建築基準法の別表を引用しておりますこの条例、可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例を改正するということになったものでございます。

具体的には、建築基準法の別表2の(ち)項に田園住居地域内に建築することができる建築物という項目が新たに追加をされたということによりまして、改正前の(ち)項が(り)項となり、それ以降順送りとなったということでありまして、そこで、条例で言いますと別表の1から3までで建築基準法別表第2を引用しております箇所をそれぞれ順送りする改正を行うというものでございまして、別表第2の(ち)項を(り)項に、別表第2の(ぬ)項が(る)項にそれぞれ改正するものであります。今回の条例改正は、いわゆる条ずれに関する改正でございますので、条例の内容、それから特定用途制限地域の内容については変更はないということでございます。

条例の施行日につきましては、基準法の施行日に合わせまして平成30年4月1日ということになってございます。説明は以上でございます。

○委員長(高木将延君) これより議案第28号についての質疑を行います。

○委員(酒井正司君) 追加の説明をお願いしたいんですが、田園住居地域というのを具体的にちょっと説明してください。

○都市計画課長(田上元一君) 昨年の都市緑地法の一部改正、関連する都市計画法、それから建築基準法も変わったわけなんですけれども、都市緑地法が最新で来る改正というのは、実は我々の守備範囲は都市地域になるわけなんですけれども、その中に用途地域が第一種低層住居専用地域から工業専用地域まで12ありますけれども、その中に一つ加えるということなんですけれども、田園住居地域、これは恐らく工業系の前に一つ加えるということになるんですが、その意味といたしましては、これまで都市の中の農地というのは、いづれなくしていくといたしますか、いづれ排除していくものというような考え方が都市側にあったんですが、むしろ都市の中で緑の観点、それから水源涵養の観点、そして都市の中に農地があってもいいんじゃないかなというような考え方の中で、用途地域の中に一つそういった項目を設けて、都市の中に農地、都市の中の緑という観点で、そうした用途の一つ加えていこうという新しい考え方ができたということなんです。ですので、法律についても、都市計画法の改正というよりは、都市緑地法の改正というのを前面に出しまして、その関連で都市計画法なり建築基準法というものを改正したということでありまして、ですので、国のいわゆる考え方が、大きく緑に関する考え方が若干変わってきたというものの考え方の一つということで御認識をいただければというふうに思います。以上です。

○委員長(高木将延君) そのほか質疑ある方、ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もありませんので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第28号 可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 28 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 32 号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） それでは、資料番号 1、議案書の 55 ページ、資料番号 6 の議案説明書の 6 ページをお願いいたします。

議案第 32 号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について御説明を申し上げます。

この案件につきましては、中濃地域農業共済事務組合の規約を改正するものでございますが、地方自治法の規定によりまして構成市町村の議会の議決を得ることとなっておりますので、議案として提出させていただいております。

今回の規約の改正は、農業災害補償法の改正により農業保険法に改称されることや、農業経営の安定を図るため従来の農業共済事業に加え、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険の事業が創設、開始されることから組合理約を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第 3 条中の「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「共済事業」を「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」に改め、第 13 条第 3 項中の「農業災害補償法第 127 条第 1 項」を「農業保険法第 168 条第 1 項」に、第 14 条中の「共済事業」を「農業共済事業」に改めるものでございます。

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日より施行となります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（川上文浩君） 1 点教えてほしいんですけど、農業経営収入保険にかわる保険というのは任意なんですかね、これ。

○産業振興課長（加納克彦君） ただいまの御質問なんですが、今までありました農業共済、それから今度農業収入のほうの保険があります。これは選択制になりまして、どちらでも選べるよということになります。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 農業災害補償法は、法に基づいて農業者が自動的に一定に掛けてきたという仕組みですよね。だから、ちょっと事例は違うんだけど、自動車の強制自賠責保険みたいな、よく似た構造で任意じゃない、必ず入らなきゃいけない。だけど、今のお話だと任意だということなんだけど、そうすると、何か起きたときには自己責任で、あとは野と

なれ山となれということなんですか。

○産業振興課長（加納克彦君） どちらでも入れるよという部分でという、今お答えをさせていただきまして、農業収入のほうの減少につきまします今回の保険制度につきましましては、今までは品目が限定されていたという部分、今回は品目がかなりふえたと、ほとんど賄えるよという部分。それから、今までの農業共済というのは自然災害によって作物が被害を受けた部分というものの補償、補填ということになるんですが、今度の保険につきましましては、農業者が選択割合を乗じた金額を下回った場合に、下回った額、収入が減った部分について補償します、補填しますよというものでございます。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑のある方、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了したいと思います。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 32 号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 32 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 33 号 市道路線の廃止についてと議案第 34 号 市道路線の認定については一括議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（田中正規君） それでは、議案第 33 号 市道路線の廃止についてと議案第 34 号 市道路線の認定についてを関連がございますので一括して御説明させていただきます。

資料といたしまして、ちょっとレジユメのほうに書き忘れてございましたけれども、議案資料の 6 番の提出議案説明書の 6 ページと、あと議案配付資料の 8 番の市道路線の廃止位置図と、9 番の認定位置図がその 1 とその 2 と 2 種類ずつあります。これをごらんいただきたいと思います。その 1 の部分につきましては可児駅付近の位置図でございまして、その 2 につきましては久々利保育園の付近の図面になっております。

今回の市道路線の廃止と認定は、可児駅東区画整理地内の道路整備が完了したため、区画整理以前の旧道認定が残っている市道路線の廃止と認定を行いまして整理するものと、あと久々利川の河川改修で東屋敷橋がかけかえになることに伴いまして、市道路線の変更をするものでございます。

まず、提出議案説明書の6ページをごらんください。

議案第33号の市道13号線の廃止と議案第34号の市道5400号線の認定ですが、配付資料の8番の廃止位置図のその1と9番の認定位置図のその2をあわせてごらんください。

市道13号線につきましては、新可児大橋付近から南側、図面でいくと下側ですけれども、これにつきましては区画整理前の旧道の路線認定になっておりまして実態がありませんので、一旦全路線を廃止いたします。そして、現在も使っております新可児大橋から北側部分を市道5400号線として新たに認定いたします。

続きまして、提出議案説明書の議案第33号の市道1081号線と市道1082号線の廃止と、議案第34号の市道1082号線の認定ですけれども、配付資料8番の廃止位置図のその2と9番の認定位置図のその1をあわせてごらんください。

市道1081号線は東屋敷橋の区間を認定しております。河川改修に伴いまして、橋が10メートルほど上流、東側にかけかわります。これに伴いまして、市道1081号線と市道1082号線を廃止しまして、かけかわる東屋敷橋の区間を含めて一旦廃止した市道1082号線として再認定いたします。東屋敷橋のかけかえ工事は6月ぐらいの完了予定ですので、市道路線の認定もその時期になってくる予定です。

続きまして、最後でございますけれども、提出議案説明書の議案第33号の市道5146号線と市道5297号線の廃止ですが、配付資料8番の廃止位置図のその1をごらんください。

両路線とも区画整理前の旧道の路線認定で、現在は区画整理で整備された新しい市道が供用されておりまして、実態がございませんので廃止いたします。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより議案第33号と議案第34号について質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第33号 市道路線の廃止についてと議案第34号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第33号及び議案第34号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 56 分

再開 午後 1 時 58 分

○委員長（高木将延君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、出資法人の経営状況の説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長 渡辺英幸さん、公益財団法人可児市体育連盟事務局長 三好誠司さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山口和己さんに御出席をいただきました。

それでは、まず一般財団法人可児市公共施設振興公社の経営状況より説明をお願いします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） それでは、資料番号 11 番のほうをお開きください。

一般財団法人可児市公共施設振興公社の平成 30 年度事業計画書と収支予算書でございます。

1 枚めくっていただきまして、事業計画書のほうでございます。

私どもの事業としましては、わくわく体験館の運営管理、それから学校給食センターの給食調理業務、それから保育園の給食調理業務という 3 本立てでございます。

それでは、資料の真ん中から説明をさせていただきます。

実施計画としまして、文化芸術及びレクリエーション振興事業ということで、ガラス工芸講座のほうを上げさせていただいております。わくわく体験館のガラス工房でトンボ玉やスタンドグラス、吹きガラスなどのガラス工芸が気軽に体験できるというものでございます。こちらにつきましては、表に書いてありますように、段階的に講座をつくってございまして、一番最初が体験講座のほうから始まりまして、だんだん増えてきますと入門講座、基礎講座、そして最終的にはフリークラスというような段階で高度な技術の習得というような形で手軽にガラス工芸を楽しんでいただくというような講座内容になっております。

一番下、(2)番のところですが、土田びいどろ再現講座といいまして、昔、江戸時代に土田村で吹きガラスが始まったと、そういった歴史にちなみまして、次のページをめくっていただきますと、その江戸時代の製法に準じた形でガラスをつくってみようというような講座でございます。

3 番目としまして、みんなで作るスタンドグラスということでございますが、こちらは毎年 1 つの公民館にスタンドグラスのパネルを設置していくという事業でして、こちらのスタンドグラスはその地域に住まわれる市民の皆さんの共同作業でスタンドグラスをつくりま

して、自分たちの公民館に張るといふようなものでございます。

4番目としましては、ガラス工芸作品展の開催ということで、毎年 a l a のほうで行わせていただいております。

2番目の事業としましては、わくわく体験館施設管理の貸し館事業でございます。わくわく体験館のほうには宿泊施設、それから体育館、それから浴室というようなものがございまして、そちらの利用のほうも推進してまいります。

(3)番の自主事業というところでリサイクル講座、こちらはささゆりクリーンパークとの連携で廃材で楽しくものづくりというふうなイベントを年2回、それからクリーンパークの見学と廃ガラスでの作成というふうなコラボの企画、それからリサイクルでできた万華鏡といったものを実施していきます。

次のページへ参りまして、③番の出前講座ということで、よその市町村などに出前しまして、トンボ玉とかステンドグラスの小物などをつくるというふうなことも実施しておりますし、可児市内でも各公民館のほうでそういった出張をさせていただいております。

4番目としましては、可児市オリジナルブランドの制作ということで、ガラスですが、可児市をイメージしたガラスをつくりまして、それをブランド化していこうというものでございます。先回、2月の「広報かに」のほうにも少し載せさせていただいておりますけれども、木曽川のきらめきという名称でガラスをつくりまして、これは表面がでこぼこになっておりまして、光が当たりますときらきら輝くというものでして、これがまさしく木曽川の川面に太陽が反射しているような状況をイメージしているものでございます。

5番目としましては、ガラスフェスタの開催ということで、ちょうど平成30年度がわくわく体験館開設20周年を迎えるということでフェスタを実施して、そちらのほうで大勢のお客さんに来ていただいて、体験していただくというものを計画いたします。

大きな3番目としまして、学校給食センターの給食調理事業ということでございますが、こちらにつきましても今まで同様小・中学校の給食を9,100食つくってまいります。特に、今、いろいろきょうもニュースで話題になっておりますけれども、給食の中に異物混入があったとかいうようなニュースなんかが発生しておりますので、安心して食べられる安全な給食調理に重点を置いてやってまいります。

4番目は保育園の給食調理業務ということで、こちらは小さな乳幼児の方がお見えですので、そういった方たちのための給食調理に心がけてまいります。

5番目としましては法人会計ということで、評議員会や理事会等の開催、そして次のページへ参りまして、あと監査といったようなことを実施してまいります。

(2)番としましては人事管理ということで、こちらは今もやっておりますインフルエンザの予防接種の助成とか、ストレスチェックなどを実施してまいります。

下半分は組織体制になっておりまして、理事会、評議員会がありまして、その下の事務局ということで3つの事業に分かれております。

それでは、引き続きまして次のページへ参りまして、予算について説明いたします。

まず、(1)経常収益といったところでございますけれども、②番、事業収益でございます。こちらは3億6,000万円といった事業収益でございますが、まずはわくわく体験館の利用料収益、こちらは利用された方からいただく利用料になります。こちらが1,500万円ということで、昨年度と比べまして少し多目に予算を組ませていただいております。それから、その次がわくわく体験館指定管理料ということで、ささゆりクリーンパークのほうから指定管理として受託しております、その金額が4,900万円昨年と同額を計上しております。それから、学校給食センターの受託収益ということで、こちら2億5,000万円ということで、昨年と同額で計上させていただきます。それから、保育園のほうの受託収益につきましては、若干の人件費の定期昇給分を見込みまして4,500万円ということで、少し昨年と比べますと上げさせていただきます。

③番としまして、受取補助金等、こちらは可児市からの補助金でございますが2,700万円、昨年と比べますとマイナス200万円ということで、こちらは人件費が少し減りまして200万円という形になっております。

それでは、(2)経常費用のほうの事業費のほうへ移ります。

事業費の中で一番多いものが給料手当ということでございます。こちらが約1億7,900万円ということでございますが、昨年と比べますと約400万円の増ということになっておりますが、こちらは定期昇給、それからベースアップの分を計算して出しております。あと、臨時雇賃金は約600万円で、昨年と比べますと約100万円ふえておりますけれども、こちらはパートタイマーを2名増加ということでふやしております。

ずっと見ていきまして、大きいところでは燃料費でございます。燃料費約1,800万円ということで、昨年と比べますと約200万円ほどの減ということ、その次の光熱水料費につきましても約280万円の減ということにさせていただきますが、これは今まで少し燃料費、光熱費につきまして多く見積もっておったということで、ちょっとその辺を見直したかげんで減という形になっております。

あと、大きな変化としましては特にございませませんが、②番のほうの管理費のほうですね。こちらが一番大きいのがやはり人件費でございます、給料手当約1,900万円というところでございますが、こちらは先ほどもちょっと説明しましたけれども、人件費を少し減らしたということでマイナスの約200万円というような計上でつくらせていただいております。

裏側のほうへ行きまして、経常費用の計としましては約3億8,900万円ということで、昨年とはほとんど一緒というような形になってございます。下のほうに行きますと、一般正味財産の期首残高というところ、それから期末残高というところで昨年と比べますと10万4,000円の増、これは昨年度の純利益というものでございます。指定正味財産につきましては、1,500万円が変わりございません。

その次のページにつきましては、各事業ごとに分けてつくった表でございますが、説明内容としましては先ほどと重なりますので省略させていただきます。

それでは、説明は以上で終わらせていただきます。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 先日、市民の方からわくわく体験館のお風呂は壊れて使えないという
ような話があって、私もそうですねという話をしたので、理由と現状がどうなっているのか
ということと、今後どうしていくのかということについて。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 今、女風呂のほうに漏水し
ておりまして工事中でございます。宿泊者の方にのみ男性用のお風呂を時間を区切りまして、
女性専用時間帯、男性専用時間帯という形で、一つのお風呂を男女で交互に使わせていただ
いておるような苦肉の策で運営しております。そういった状況でございますので、まだ工事
中ですが、一応工事のめどとしましては平成 30 年 3 月末をもちまして完成という予定で今
進めているところでございますので、4 月からは男女とも入浴が可能になるかと思えます。

あと、漏水の原因ですけれども、こちらのほうはやはり老朽化、もう 20 年たちますので、
それが漏水の原因ではないかというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） それって議会のほうにお知らせはありましたっけ。お風呂の。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 済みません、議会のほうに
は報告しておりません。

○委員（川上文浩君） やはり市の施設ですので、そういうことで宿泊者に対しても利用者
に対しても迷惑をかけているということがあるのであれば、2 カ月以上になるんですか、これ
で。やはりそれはしっかりとお知らせすべきものであるだろうと。やはり市民の方に多大な
迷惑をかけているので、利用者を含め。それはしっかりとやっていただかないと、後から聞か
れて、今も御説明なかったのであれだけ、そこはしっかりとやるべきところじゃないかな
と思うんですけどね。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） そうですね。そこまで配慮
が足らなくて申しわけなかったと思います。

一応市民の方にお知らせする方法としましてはホームページしかございませんので、ホー
ムページのほうには載せさせていただいておりますけれども、やはり見られる方が少ないと
いうことで、完全な周知はやはり不足しておったと思います。済みません。

○委員（川上文浩君） 知らせるのは広報もあるし、自分のところのわくわく体験館のホーム
ページじゃなくて、市の広報とかでもお知らせすべきものはきちっとしたほうがいいです
よということをお願いします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 気をつけます。

○委員長（高木将延君） よろしくをお願いします。

そのほか質疑ある方はございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 経営損益計算方式の表のところですか。

5 ページのところにある②の管理費の中の租税公課ですが、これは消費税でしょうか。

もう一つ、この額が前年度当初予算対比で 25 万 4,000 円減っていますけど、消費税だと

余り減るといのは理解しがたいんだけど、どうして減っているんでしょうか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） こちらの租税公課につきましては消費税でございます。

この管理費につきましては、全体としてマイナス約 240 万円の減になっておりますので、そういったところから計算しますと消費税もこういったマイナス 25 万 4,000 円というような形の計算を出させていただきました。

○委員（伊藤健二君） 意味がわからない。ごめん、もう一度。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 全体の金額が下がっているので、税金もそれに見合っ下がるといふふうに計算しましたが、全体といいますのはこの経常費用②番の管理費が約 2,700 万円なんですけれども、昨年と比べますと約 200 万円減になっておりますので、この金額の内容で計算しますと消費税が若干減るだろうといふふうで計算させていただいております。

○委員（伊藤健二君） 支払い消費税はそれでいいけど、受取消費税ってあるんじゃないの。それは計算していますよね。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） はい。当然受取消費税なども計算した上での計算でございます。

この②番の管理費を見ていただくとわかりますけれども、受取消費税がかかりそうな、例えば消耗品とか賃貸料とか、そういったところが非常にウエートが低いもんですから、ほとんど②番の管理費につきましては人件費が占めておまして、人件費は消費税がかからないものですから、そういうことでこういった計算になります。

○委員（伊藤健二君） 人を派遣しますよね、給食センターに。給食センターから人件費の戻しではなくて、事業体として派遣をして、その派遣した人材に対する受け入れコストとして給食センター側が払いますよね、あなたのところにね。それはあなたのところの給食派遣要員の人件費総額を超える事業費として入ってくるはずなだけで、ですからそんなに規模は小さくない。消費税で一番大きい入り要因はそこだといふふうに思うので、それは適正にやられているんですね。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 給食センターに関する消費税につきましては、①番の事業費の租税公課のところでは 1,700 万円という予算を組ませていただいております、そちらでの計算になります。

ですから、①番の事業費の給料手当とか 1 億 7,000 万円ほどありますけれども、これは大部分が給食センターの人件費になります。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑のある方。

○委員（渡辺仁美君） わくわく体験館のことで、ガラス細工についてお尋ねします。

トンボ玉レベルで出前講座で年間延べ、それから入館されてのそういう体験をされる人数といふか、そういうのはおよそでわかると。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 出前講座のほうなんですけ

れども、出前講座ではトータルとしましてはきょう現在で 654 人という対象になっておりまして、この出前講座の内容としましてトンボ玉とかステンドグラス、その辺の区分けはちょっとできておりませんが、出前講座トータルとしまして 654 人に対して、わくわく体験館のほうでやっております体験コースの受講生が 2,072 人で、出前講座とわくわく体験館の比率としましては 2,000 人対 650 人というような割合になっております。

特に出前講座のトンボ玉についてどうかと言われますと、ただいま資料は持っておりませんが、ただ言えることは出前講座はやはり難しいことはできませんので、簡単なことということになってきますと、トンボ玉とか簡単なガラス細工というような形になってきますので、内容的には大体同じような体験コースと、体験コースの簡単なものということではレベル的には一緒ですので、比率的には大体こんなような数字になるのではないかなというふうに思います。

○委員（渡辺仁美君） 尋ねましたその趣旨がガラス玉レベル、いかに何人の、例えば小学生とか多くの子が可児にガラス細工があるというのを知るのがすごくいいと思つての質問です。

拝見した中で、上級者レベルの方、何年もやっていらしてすばらしいのをつくれるんですけれども、広くあそこにガラス細工があるというのをもっと知らせてもよいのではという。今おっしゃっていただいた数字は年間ですよね。わかりました。以上です。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） ありがとうございます。

そういった小さいお子さんたちにわくわく体験館の存在を知っていただくということは非常に大切なことですので、先ほどにもちょっと申し上げましたように、ガラスフェスタというものを平成 30 年度に実施いたしまして、そちらはただで簡単なガラスを楽しんでいただくというコーナーになっておりますので、そういったところに小学生とか小さなお子さんが来ていただいて、ガラスのおもしろさを知っていただくようにしたいなというふうで計画しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高木将延君） ほかに。

○委員（酒井正司君） 今の出前講座の次の可児市オリジナルブランドの制作というところなんですが、工芸品を生み出し、あるいはブランド化に向けた方策を実施していきますのですが、この先ブランド化に向けたものが生み出されたという次のステップ、どういう取り組みをされているのか。例えば株式会社センゾーに可児市のオリジナルも出ていますし、中日ビルにも出ていますが、その辺との関連というのはどうなっているんですか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） このオリジナルブランドというものにつきましては、まだ完成途中でございまして、一応、一つのものとして木曾川のきらめきというグラスを発表させていただきまして、あれは本当にできたてのほやほやのものでございます。それを今後どのように PR して売り出していくかというところでございまして、やはりやっとなつうちがブランドと称せるものが完成しましたので、これを主体的にいろんなメディアに今後紹介して、先ほどの株式会社センゾーのところにも置かせていただいて、展開を図っていきたいと思っております。

また、今見ていただいて皆さんの御意見をいろいろアンケートをとって評価をいただいている最中ですので、もうちょっとこれをこうしたほうがいいんじゃないかというような意見もごさいますので、今後そういった意見も反映しながら、少しずつ改良して、皆様に愛されるようなグラスにしていきたいなというふうに思っております。また、春先ぐらいにはもう少しこれを大々的にPRできるようなポスターをつくって、各所に張り出していきなというのを、今現在はそういったことを考えております。

○委員長（高木将延君） そのほか。

○委員（伊藤健二君） 最後に、江戸時代のガラスづくりに挑戦という企画がありますね。これは多分初めてじゃなくて、前からあるんですか。

お聞きしたいのは、江戸時代の土田のビードロが製法として見ると、どこにでもあるものが条件がそろったのでたまたま土田の渡のあたりでできたというだけの話なのか。変な言い方してごめんなさいね。いやいや、実はそこそこ、この製法については特性があって歴史的にも価値が高いんだよと。ちょうど美濃金山城が織豊時代の最大限の特徴をあらわしたものであるのと同様にとり位置づけができるのか、どんなものなんでしょう。この製法の、あえて江戸時代のやり方で出すということの。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） こちらの土田村で吹きガラスの製造が始まったという歴史につきましては、やはり吹きガラスの歴史の中でもかなり古いものに当たるだろうということで、いろいろこちらのビードロの研究につきましては、10年以上わくわく体験館で継続している研究事業として、本当に今までずっとつくってきて失敗の繰り返しだったんですけども、数年前にやっと昔の製法で完成をしたというようなことで、やはり昔ながらのやり方というのはレシピも存在しておりませんので、いろんな書物を読んで、いろんな大学の先生の見聞も聞いて試行錯誤で恐らくこういうふうにつくられたんだろうということで今までやってきまして、完成してからもう数年たちますので、毎年毎年精度のいいガラスができております。

やはり先ほどに戻りますけれども、土田村で吹きガラスの製造が始まったというのは全国的にも非常に早い時期というふうで、いろいろ書物を調べた中では私たちは確信しております、そういったところもやはりPRする一つのものになるんじゃないかなということで、全国でどこでもできるのでというようなそういうものではなくて、非常に貴重な歴史ではないかというふうに判断しております。

○委員（伊藤健二君） であればこそ、ガラスフェスタの開催との兼ね合いなんかも十分連携させながら、ここが起源だとまではよう言わんけれども、それに近いような、そこに起こるべくして何らか起きたわけだから、全部が学問的に解明できない部分はあるとは思いますが、ある程度アピールポイントにして出していくと、そういう地域もあってこのブランド、可児ブランドが完結していくとか、重みをつけさせていくと。そうせんと差別化を図ってアピールしないと、なかなかブランドって本当に継続的に発信していくというのは大変だと思ふので、頑張ってください。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） ありがとうございます。

やはりまだ土田村で吹きガラスが早い時期にできたという、こういった歴史につきましては余り知られておりませんので、こういったガラスフェスタなどで皆さんにいろいろ宣伝させていただいてやってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（高木将延君） そのほか。

○委員（酒井正司君） 予算書を拝見すると、人件費の高騰がちょっと気になるんですね。給料手当が400万円、臨時雇賃金が130万円、これ2名ふやすという根拠と、全体に人手不足が深刻化すると思うんですが、その辺の見通しについてちょっと御意見を承りたいと思いますが。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） パートタイマーを2名ふやすというのは、実は現在正職員の中で2名ほど病気休暇ということで欠員しておりますので、その分パートタイマーをやむなく2名ふやすというような予算になっております。

パートタイマーにつきましては、一応短期ではございますけれども、今までもパートタイマーは意外と応募がございまして、というのも時間帯とか夏休みが休みがとれるとか、そういった時間給の単価だけではなくて、休暇のとりやすさ、そういったものが夏休み期間中ずっと休暇がとれる仕事というのは非常に珍しいんですけれども、私どもの給食センターに関しましては夏休みは給食をつくりませんので仕事がお休みということで、そういった募集をかけますと、やはりお子さんが小学生の親のほうから働きたいというような応募がございまして、こういった不景気の中ではございますが、そういった勤務条件の差別化で私どものほうにはパートタイマーの応募があるということでございます。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑のある方はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて質疑を終わります。

渡辺事務局長、ありがとうございます。御退席されて結構でございます。

続きまして、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） よろしく申し上げます。

資料番号12番をお願いします。

それでは、公益財団法人可児市体育連盟の平成30年度事業計画と予算について説明させていただきます。

1ページめくってください。

体育連盟は、公益財団法人に移行しまして5年がたとうとしております。公益的社会責任を自覚し、市内のスポーツ団体の先頭に立ち、1ページにあります「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体連」のスローガンのもと、中段にありますように8つの重点を掲げ、各種スポーツ事業を展開しております。

具体的施策といたしましては、重点1. 体制の強化と組織の拡大では、加盟団体の組織強化と会員の拡大を図り、団体相互の協力体制の確立を目指します。

2 ページ目をお願いします。

重点 2 の財政基盤の確立では、毎年 5 月に各事業主様に賛助会費のお願いをし、11 月には商工会議所にシティマラソンの協賛、広告掲載等のお願いをしております。

重点 3 の競技力の向上では、岐阜県民スポーツ大会の順位目標を第 3 位として、加盟団体が鋭意努力しております。昨年の第 9 回大会では総合 6 位でした。来年度につきましては何とか順位を上げ、3 位入賞を目指しております。

重点 4 の生涯スポーツの普及・振興では、可児シティマラソン大会、可児駅伝競走大会を充実させ、冬季の市民スポーツ参加を促すよう、体連加盟団体及び各種団体の協力を得て実施します。

重点 5．青少年のスポーツ活動の活発化では、スポーツのさらなる活性化のため、各種スポーツ教室を開催して、スポーツに触れることのできる場を提供していきます。

重点 6 の広報広聴活動では、広報誌「体連かに」を発行しております。また、リアルタイムに体育連盟の情報を体育連盟のホームページや可児市ホームページ、CTK、新聞社等へ情報発信をいたしております。

重点 7 のスポーツ施設の適正管理と有効活用では、平成 29 年度より指定管理者制度の導入により KYB スタジアムを初め、可児市の体育施設をミズノスポーツサービス株式会社、美津濃株式会社及び可児市体育連盟で構成する K S C グループが指定管理を行っております。体育連盟は指定管理者の構成団体としてグループ内の情報共有と連携により、体育施設の適正管理、有効活用に努め、一市民スポーツの推進を図っていきます。また、体育連盟所有の錬成館の利用についても、加盟団体を初め、登録団体において適正に管理運用をしていきます。

重点 8 の職員の資質向上では、指定管理者の一員として職員研修等を通じて民間の施設運営のノウハウを学びながら職員のスキルを高め、資質向上に努めていきます。ここには書いてございませんが、平成 30 年 4 月から県の機構改革により現在可茂県事務所内にあります可茂地区体育協会及び可茂地区スポーツ少年団連絡協議会の事務局が可児市体育連盟に移管されることとなりました。今後はこの 2 つの事務局をあわせて運営していくこととなります。

続きまして、4 ページをごらんください。

平成 30 年度事業計画の一覧でございます。

4 月 22 日には第 37 回可児市総合体育大会の開会式、5 月中旬には定時理事会、6 月 2 日には定時評議員会を開催し、平成 29 年度事業報告及び計算書類の承認と監査報告を行います。

7 月 15 日を中心に開催される第 49 回可茂地区体育大会へは、選手・役員 300 名余りを派遣する予定です。

9 月 16 日には、第 11 回岐阜県民スポーツ大会が飛騨地区を中心に開催されます。

12 月 9 日は第 61 回可児駅伝競走大会、平成 31 年 1 月下旬に定時理事会、2 月 2 日に定時評議員会、2 月 17 日には第 37 回可児シティマラソン大会を計画しております。

また、事業一覧に記載はございませんが、プロ野球2軍戦の開催を6月9日土曜日にKYBスタジアムで予定しており、ことしはソフトバンク戦となります。また、広報誌「体連かに」は、年2回発行を予定しております。その他スポーツ教室については随時計画してまいります。

続きまして、予算について説明いたします。

5ページをごらんください。

経常収益は、基本財産の利息収入7,000円、会費収入で加盟団体会費や賛助会費の230万1,000円、事業収益としてスポーツ教室参加料の126万円、体育施設受託事業収益630万円、センター運営事業収入120万円、合わせまして876万円です。

受取補助金として、体育連盟活動補助金を4,750万円、受取負担金として、シティマラソンの参加費、協賛金等495万5,000円、雑収益は12万3,000円となります。経常収益として6,364万6,000円です。

前年度と比較しますと399万2,000円の減額となります。要因としましては、平成29年度は錬成館柔道場の畳の更新として501万5,000円計上されていたことによります。また、先ほど可茂地区体育協会事務局の移管に伴い、岐阜県体育協会から人件費として150万円の補助金があります。こちらにつきましては、センター運営補助金のほうに組み込まれております。

続きまして、経常費用としましては、事業費と管理費に区分されます。

職員給与や福利厚生費や共済掛金負担金などは、各事業での職員の従事割合で案分しております。

まず事業費の予算ですが、総額6,047万4,000円であります。主な支出は、職員の給料、福利厚生費を合わせまして2,636万5,000円です。これは可茂地区体育協会移管に伴い、臨時職員を1名増員することでの150万円が含まれております。シティマラソンや各種教室、施設管理消耗品関係で84万2,000円、シティマラソン大会の参加賞や景品関係の報償費に154万4,000円、広報誌やシティマラソンの冊子及びポスターの印刷製本費に122万7,000円、錬成館の光熱水費に218万4,000円、各種保険料負担金で382万3,000円、加盟団体への助成に807万円、錬成館の施設管理やシティマラソンの計測等の委託料に831万4,000円、減価償却費417万7,000円となります。

次に、管理費です。

職員の給料手当、福利厚生費で395万1,000円、消耗品等の各種経費や減価償却費を含めまして合計710万4,000円となります。経常費用総額では6,757万8,000円を計上しております。経常費用の増減額といたしましてはマイナス487万1,000円となっておりますが、その要因は先ほど収入の部でも説明させていただきましたように、平成29年度は柔道場の畳の更新費用があったためです。

経常収益と経常費用の差額マイナス393万2,000円は、この予算書に関しては損益ベースでの予算書のため、従来の収支ベースに含まれていた資産取得に伴う支出などが含まれてお

りません。また、逆に現金支出を伴わない減価償却費が含まれているためです。現金の収支としては、差額はゼロとなります。

説明は以上でございます。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（大平伸二君） 説明ありがとうございます。

1点お伺いしたいんですが、県から払い下げて、今駐車場と、それから建物が残っていますけど、あれって今後どのように活用されるかという計画はありますか。

○市民部参事（村瀬雅也君） 今の県の県有地の話だと思いますけれども、これは体育連盟とは別に市のほうで、庁内でまずは計画土量とか、そういったことの確認をしながら、来年にかけて事業内容について研究していくという段階です。

○委員長（高木将延君） ほかに質疑ある方ございませんでしょうか。

○副委員長（野呂和久君） 3ページのところの5の(4)のところですが、スポーツリーダーバンク設置に向けた研究ということなんですけど、どの辺まで進んでいるのかという進捗というか、状況がもしわかればお願いします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） 今現在、何年か前に設立に向けてということで要綱等をつくってあります。そこまでの状況で、それ以降学校等派遣どうこうという問題はありましたけれども、そちらでちょっととまっている状況もあって、今現在そこまでの状況となっております。

○委員長（高木将延君） ほかに発言ある方。

○委員（大平伸二君） 先ほど可茂地区のスポーツ少年団の事務局が来るということで、もう少し詳しく教えてください。

〔「どういうことを」の声あり〕

全てこの可茂地区の事務作業が、全部来るということですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） スポーツ少年団につきましては、連絡協議会というのが可茂地区で組織されております。その事務局、今でいうと県事務所、昔ですと可茂教育事務所、その先生がやってみえた事務が来るというだけで、事業を推進していくということに関しては各市町村のスポーツ少年団担当のほうに今もう業務が割り振りしてありますので、行うのは事務を行うということになります。

○委員長（高木将延君） そのほか発言ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて質疑を終わります。

三好事務局長、ありがとうございます。退席していただいて結構でございます。

続きまして、可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いします。

それでは、文化芸術振興財団事務局長、よろしくをお願いします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 日ごろは可児市文化創造センター a 1 a の事業活動全般に対しまして御理解、御支援を賜りまして、まことにありがとうございます。

先ほどお手元にお配りさせていただきました保存用のパンフレット、ブロッシャーと申しますが、これは平成 30 年度の事業の P R 用に作成いたしております。ぜひ御利用の上、チケット購入につきましてもあわせてお願いいたしたいと思っております。

それでは、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の平成 30 年度事業計画及び収支予算について御説明申し上げます。

それでは、配付資料 13 の表紙をめくっていただきまして、1 ページ目でございます。

1 の基本方針、2 の a 1 a まち元気プロジェクトの推進につきましては、前年度と全く同様でございます。

3 つ目の項目、地域、他施設をリードする a 1 a を自覚につきましては、文化庁が創設した文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業の先進的文化芸術創造活用拠点形成事業の分野におきまして、本市が岐阜県とともにでございますが、全国で 7 つの拠点の一つに採択されまして、今後 5 年間継続的に支援を受けられることになるなど、国からも大いに評価をされているものと認識いたしております。ひいては全国の公立文化施設のモデルケースとなれますよう、舞台作品制作事業、貸し館事業、施設管理事業、職場環境の整備等を進め、文化芸術の振興とブランド力の向上に一層邁進いたします。

4 つ目の項目、地域拠点契約事業の推進につきましては、劇団文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団と引き続き提携を継続してまいります。質の高い演劇や演奏の公演開催はもとより、ワークショップや出前コンサート等、多彩な活動によって市民との交流をより深めてまいります。

5 つ目の項目、日英地域劇場滞在型共同制作・公演事業の推進につきましては、英国リーズ市のウエストヨークシャー・プレイハウスとの新作音楽劇の共同制作を進めまして、2020 年には完成をさせ、両国での公演を実施する予定でございます。

2 ページ目からは、それぞれの事業計画の詳細を示しております。

2 ページから 3 ページまでは鑑賞体験促進事業でございます。全部で 19 事業を予定しております。

主なものについて御紹介申し上げます。

まずはすっかり定番となりました落語、納涼と初席の 2 寄席でございます。初席のほうは出演者未定となっておりますが、当資料を提出した後に決定いたしました。こちらのブロッシャー印刷には間に合いましたんですが、この中に印刷されております。出演者が柳家さん喬、三遊亭遊雀、立川志らく、そして太神楽曲芸の鏡味味千代と、この 4 方の出演ということになりました。

その下の地域拠点契約公演も含めまして、これもおなじみとなりましたサマー及びニューイヤー 2 回のクラシックコンサートで、サマーコンサートは新日本フィルハーモニー交響楽

団、ニューイヤーコンサートはウィーン・フォルクスオーパー交響楽団による演奏となります。

その下、これもすっかり定着した感のある文学座による演劇では、演題は仮の題ではございますが「12月23日」となっております。自主企画・制作公演では、風間杜夫落語独演会、3月10日には祈りのコンサート2019、若者向けのWelcome to A. G Town、またヤイリギター等の協力による6回のグリーンコンサートを行う予定でございます。

3ページに移りまして、まずはごらんのとおりの共催公演、その下が映画事業でございます。映画館のない本市において、少しでも市民の要望に応えられますよう、多彩な企画を付加したアーラ映画祭2018、そして毎月1作品を上映するアーラ・キネマ倶楽部を実施いたします。

収益目的事業におけますポップスコンサートにつきましては、今のところ内容は未定でございますが、集客力の高いアーティストを選定したいと考えております。

次に、財団事業の柱の一つでありますまち元気・市民交流促進事業です。そのうち自主企画・制作公演が4ページに続きます5事業となっております。地域拠点契約関連事業でもありますオープン・シアター・コンサート、恒例の森山威男ジャズナイト2018のほか、今年度もa1aコレクションシリーズや大型市民参加事業、そしてシリーズ恋文など、作品づくりを進めてまいります。

なお、提携公演としては、a1aコレクションシリーズvol.11「移動」及びシリーズ恋文vol.9については本年も地方公演を予定いたしております。

その下の欄には普及啓発事業、ワークショップの7件の事業がございます。さらにその下が同じく普及啓発活動のアウトリーチの3事業でございます。

5ページに移りまして、普及啓発事業の講座・講演になりますが、ごらんのとおりの4事業を予定しております。

さらにその下の人材育成事業ということで、平田オリザの「対話を考える」ワークショップを市内小・中学校の教員を対象に行います。また、森山威男ドラム道場及びアートマネジメントに係る学びの場を設け、広く全国の劇場関係者同士で資質の向上を図りますあーとま塾を3回の講座として開催いたします。また、本年も劇場フロントスタッフ養成講座を3回開催する予定でございます。日々御協力をいただいておりますa1aクルーズの皆さんを初めとして、興味のある方等を募集を行いまして行う予定でございます。

その下の欄でございます。芸術団体等支援ということで、次のページ、6ページまでかかりますが、演劇関係、歌舞伎、若者向け音楽、そしてa1aクルーズへの支援を行ってまいります。

6ページのその下ですね。従来からの受託事業であります音楽祭、美術展、文芸祭という文化祭を初めとした市からの受託事業一覧でございます。前年度から受託事業となりましたエイブル・アート展、日英地域劇場共同制作公演事業、それとスマイリングワークショップ、児童・生徒のためのコミュニケーションワークショップをこちらに位置づけております。

次に、まち元気・市民交流促進事業、最後のその他部門でございますが、アーライルミネーション事業を行います。12月上旬から2月中旬にかけて、公募の市民によります点灯式を休館日以外で每晚実施いたします。例年非常に好評をいただいております。

最終欄の各事業会計共通の事業でございますが、「a l a T i m e s」発行などの広報宣伝事業と鑑賞モニター制度の事業、そしてこれも定着してまいりましたが、ひとり親家庭や就学支援を受けている家庭を f o r F a m i l y 分野として追加をいたしました「私のあしながおじさんプロジェクト」についても継続して実施してまいります。

以上 59 にわたりますが、59 の事業を実施してまいる予定でございます。

続きまして、8 ページ、9 ページには平成 30 年度の収支予算書の総括表になっております。

まず、収入のほうでございますが、(1) 経常収益といたしましては、数字の上から 3 段目、② 事業収益とございます。ここに 5 億 5,894 万 8,000 円でございます。

主なものとしましては、その下の入場料収益 4,680 万円、これは自主事業の入場料収入の総額でございます。

その下の参加料等収益は、ワークショップやコンサートのビフォーディナー、それに世界劇場会議等の参加料でございます。

利用料金収益 3,196 万 5,000 円は、貸し館の使用料収入の総額でございます。利用実績に基づいて算定いたしております。

その下の販売手数料収益においては、昨年開催したディズニーライブを今回は行いませんので、その理由で減額となっております。

次の公演事業収益 2,212 万 5,000 円につきましては、a l a コレクションシリーズ vol. 11 ツアー公演とシリーズ恋文 vol. 9 のツアー公演売上収入を見込んだものでございます。

その下の指定管理受託収益、要は指定管理料でございますが、これにつきましては、昨年度と同額の 4 億 5,000 万円でございます。これが収入額全体の 72% を占めております。

その下の文化振興事業受託収益につきましては 500 万円で計上、また③ 受取補助金等ではその下にあります受取国庫補助金を 5,527 万 2,000 円、受取その他公益団体等補助金を 670 万円と想定いたしまして、合計で 6,197 万 2,000 円を計上いたしました。ここで受取その他公益団体等補助金対前年度で 480 万円の増加となっておりますのは、自治総合センターからのコミュニティー助成事業が前年度受取国庫補助金に格付して計上されていたものを本来の項目に戻したために生じたものでございます。

④ 受取負担金対前年度で 365 万円の減額となっております。これにつきましては、昨年度まで負担金として収入しておりました児童・生徒のコミュニケーションワークショップ事業が受取国庫補助金の対象となりましたので、そちらに格付したためでございます。

経常収益の計といたしましては、中段にあります 6 億 2,423 万 2,000 円となっております。ごらんのとおり、前年度とほぼ同額となっております。

次に、支出でございます。

(2)経常費用につきましては、①の事業費としましては5億5,437万2,000円でございます。

主なものとしましては、①事業費の最初の項目、給料手当が1億3,993万2,000円です。その下の臨時雇賃金は333万円です。いずれも平成29年度実績を踏まえて算出いたしております。

福利厚生費につきましては、前年度とほぼ同額でございます。

旅費交通費に関しましては、前年度比で166万円の減額でございます。旅費交通費の内容につきましては、この総額のうち約93.5%の割合を占めるのはまち元気・市民交流促進事業の分野でございます。これにはa1aコレクションの可児ツアー及び全国ツアー、恋文の可児公演及びツアー公演、そして国際共同制作における旅費交通費を含んでおります。財団スタッフとともに出演者等、舞台スタッフも移動いたしますので、一見多額に思われがちですが、その都度の移動における最も安価な交通手段を選んで経費節減に努めております。

右のページ、9ページをごらんいただきますと、上から3番目の②管理費につきましては6,986万円となっております。ごらんとおり、こちらも事業費と同じく前年度とほぼ同規模の算出となっております。

経常費用の計としましては、中段にございます6億2,423万2,000円となっております。

収支としては、経常収益と経常経費が同額となり、前年度同様収支均衡の当期経常増減額ゼロということで予算を計上いたしております。

次のページ、10ページからは予算書事業別内訳表でございます。縦横が逆になりますが、ただいま見ていただきました予算額を一番右側に記載しております。これを公益目的事業と収益事業、そして法人会計の科目別に振り分けたものでございます。従事割合により振り分けたものでございます。

以上で公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） 経常増減額はプラマイゼロというか、対前年度移動なしということなんですが、これでよかったよかったというわけにはいかない。というのは、やっぱり市の財政もシュリンクしてきているわけなんで、それに見合う活動形態といいますか、そういうことは当然求められると思うんですが、その辺についての御認識はどうでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 私どもは先ほど申し上げましたように、収入の72%を占める指定管理料4億5,000万円という大きな税金をいただいております。それで、プラマイゼロにはなったんですが、実を言いますとつぶさに予算を積み上げてまいりますと、事業費のほうで1,200万円ほどかなり厳しい状況でございますが、

それを何としても切り詰めながら収支ゼロというところまで持ってきて、それで余分なものは使わないようにというようなことで引き締めてやらせていただいております。

ですので、4億5,000万円ありきという形ではないんでございますが、いただいている収入額、指定管理料も含めて収入の中で、少しでも市民の皆さんに還元できるように努力してまいりたいと思っております。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑のある方はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これにて質疑を終了したいと思います。

山口事務局長、ありがとうございました。

ここで3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時14分

○委員長（高木将延君） それでは、会議を再開いたします。

事前質疑、山城資源の周辺整備についてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員に質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） お手元の事前通告を参照してください。

山城資源の周辺整備についてということで、観光経済部観光交流課にお聞きします。

土田城跡（山城）など、貴重な観光資源について平成30年度以降の整備方針について説明をお願いしたい。山城協議会の紹介パンフレット、これは500円以上の御寄附ということで広く普及されつつありますが、こうした中で一連のキャンペーンで探検者もふえてきています。市民が安心して山城跡めぐりができるように、山城資源の周辺の整備についてもまた同じように関心が払われていく必要があります。今後の方針、計画を御説明いただきたいと思っております。

既にこの件は、先ほどの予算決算委員会でもほぼ同様の趣旨で発言をした同僚議員がおりましたので簡潔で結構ですが、一応区切りとしてどうした対応をとっていくのか、よろしくをお願いしたいと思います。

一つは山の所有者との関係、地権者との対策について検討をどうされているか。

また、この周辺の環境、安全状況についてですが、安全の対策、それから柵を立てるとかそうした問題、チェーン等の山道の転落防止対策、現状と課題についてトータルに教えていただければと思います。お願いします。

○委員長（高木将延君） 執行部の説明を求めます。

○観光交流課長（坪内 豊君） それでは、説明させていただきます。

これは午前中にもお話をしましたとおりなんですけれども、地権者につきましては、基本的に美濃金山城以外の山城資源につきましては民地という状況でございます。ですので、理解と協力というのは条件で、あとは地域の皆さんの活動ということになりますけれども、こ

ういったところで活動していただいているところが今整備が進んでいる状況ということになります。

それで今、方針ということでございます。方針としましては、整備につきましては市が一方向的に進めてしまうのではなくて、地域の皆さんと一緒に共働で整備をしていきたいというようなことを考えております。これはやっぱり地域の方に大事にされない資源については、どうしても長続きしないということがありますので、将来を考えた上でそういうふうを考えております。

事例としては、久々利城とか今城なんかが非常にいい事例なのかなというふうに思っているんですけども、これらの土地の所有者につきましても、これも企業とか個人になるんです。ここでは土地の所有者の方が城守隊とかそういう組織に入られて、そこで環境を整備するとか、そういう活動をしてみえるということをやってみえます。こういった場所では、やはり地域が盛り上がるということがまずありまして、地域の方々が整備するということで、城跡が再生されまして、子供から大人までが楽しめるような、そんな環境になっているという状況でございます。

こういったように、ほかの山城資源もぜひ盛り上げていただくと、こういったところには市も同じように応援とか支援とかしていくというふうに考えておりますので、整備が進んでいく、危険な部分も回避できるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） 土田城跡については、前回の発言で一部公有地というのか、市の管理下にあるものがあると。北東でしたよね。あの山の北東というと、実は可児川で、可児川のへりのところにけもの道のようなところがありますけど、その途中までに入ってくる場所があって、そこから上へ上がっていく古い、道というには難しい状態があります。それを多分行かれたんじゃないかと思うんだけど、上まで公有地で行けるルートがわずかですけども、あるんですか。それともないのかという問題。

○観光交流課長（坪内 豊君） そのルートについては、実は市の土地の部分なんです。

ただ、一番上に頂上の部分まで登りますと、これはもう何人かの個人の土地がそこには入ってきますので、ですのでその道だけを考えればいいのか、全体をやはり考えた上でやっていくのかということになると、やはり全体を考えないと、上がってきました、人の土地ですという話はどうなのかなというのがありますので、そういった意味で地域で盛り上げていただくと、そういう部分も解消されるのかなというふうには思っております。

○委員長（高木将延君） そのほか。

○委員（川上文浩君） 今現状の案内している、うちが売り出していると言ったら失礼だけど、山城があるじゃないですか。久々利も含めて。現状みんなどうなんですか。久々利なんかは今、山城に登れるんですか。よく僕があそこを通ったときに、観光客かどうかわからないけ

ど、あそこ何か柵がしてあるじゃないですか。道路のところから上がるすぐのところには柵か何か、竹か何かで。あそこでよくみんな立ちすくんで、どうしたらいいんだろうみたいなことをよく見かけるの、土・日とか。だから、それってどうなっているのと思って、全体にどうなっているのかなということも含めて教えてもらいたい。

○観光交流課長（坪内 豊君） 久々利城のお話をさせていただきますと、久々利城は今かなり上のほうというか、一番上のところまで整備をされまして、その向こう側というか、かなりまた整備が進んでいるという状況で、これは登っていただくことはできます。前も申しましたカウンターというのをつけて何人登っているというものはかっているんですけど、これも結構な方々が登ってみえるという状況でございます。

今、比較的わかりやすく安全に登っていただけるところというのは、やはり美濃金山城、それから久々利城、今城、大森城、それから明智城ですね。この5つが比較的わかりやすいというような状況で、このあたりのところは整備が進んでいるというような状況でございます。以上です。

○委員（川上文浩君） 久々利城も登れるんだね、あれ。入り口は個別でいいんだけど、細かい話になっちゃうんだけど、上まで、いつでも登れるの。

○観光交流課長（坪内 豊君） 登れますので、なかなか立派な城跡ですので、ぜひごらんください。

○委員（酒井正司君） 資源発掘で、本当にすばらしい取り組みだとは思いますが、きょうの質問にあったように同じ旗を立てられると、どこでもそこへ安易に行けるんじゃないかと、自己責任やと言われてしまうと身もふたもないんだけど、あるよということと登れるよということ、これ別問題だよ。その辺の発信というか、これは最低限やっぱり責任を持ってやらないと、できれば旗の色を変えるとか、何か簡単に素人でも、あるいは外部から来た人でも安全を識別できるような方策をぜひ考えていただきたいなと思うんですけど。

○観光交流課長（坪内 豊君） おっしゃるとおり、全てのものが同じ扱いというのはわかりにくいというのも認識しておりますので、今実は山城マップの中ではそういうことを示しているんですけど、やっぱりわかりにくい。ここは危険ですよと書いているんですけど、それをみんなが読んでいるかどうかというと、やっぱりわかりにくいというのがありますので、そのあたりわかるような形で何らかの示していけるように考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ある方。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにてこの件は終了したいと思います。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1. 農振除外申請の受付回数の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） 農振除外申請の受付回数の変更について御報告をさせていた

だきます。

資料のほうは4をお願いいたします。

農振除外の申請受け付けにつきましては、現在年1回5月に行っておりますが、平成30年度からは年2回に変更をいたします。この変更につきましては、可児市農振協議会、それから可茂農林事務所からの了承を得ております。

受け付け回数の変更事由といたしましては、資料のほうに3点ほど上げておりますが、1点目として、しっかりとした事業計画の立案をすることなしに、慌てて立案した飛び込み計画の申請が散見されておまして、年2回の受け付けとすることで次回の申請受け付けまでに事業計画を改めて熟考し、再提出するよう指導いたします。

2点目としまして、平成29年から実施の農用地B区域の拡充に伴いまして、農振除外申請の件数が増加しております。申請件数の一挙集中を回避し、慎重審議をしてまいりたいということです。参考としまして、一番下段のほうに平成28年度、平成29年度の申請件数と過去4年間における申請件数の平均の件数を記載させていただいております。

3点目としまして、建築等の年回りを気にされる方もいるということで、年2回とすることで建築スケジュールの算段が立ちやすくなると考えております。

次に、申請受け付け月及び期間についてでございますが、申請受け付け月は5月と半年後の11月、受け付け期間は両月ともその月1カ月といたします。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんでしょうか。

○委員（大平伸二君） これは年2回あるということで、農業委員の負担というのは大分変わりますかね。

○産業振興課長（加納克彦君） 農業委員を含めた農振協議会の方でよろしかったですか。

ここの下段のほうにも件数を書かせていただいておりますが、今年、平成29年度は34件あったということで、1日では終われなかったという部分が、現地確認も含めると2日かかってしまうということで、若干農業委員も高齢の方も見えるという中で、時間的な御負担も配慮した部分で年2回にすることによって分散されるのではないかとということも含めて年2回とさせていただいております。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ある方はございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと該当かどうか確信がなくて聞くんですけど、太陽光発電施設のような構造物を農業用地の上に建てるというのは、農振除外の対象ですか。そして、そういうのがたくさん出てきたときに、こうすることによってより効果的な対応ができるということになりますか。

○産業振興課長（加納克彦君） 現時点で、農振地についての太陽光発電施設の申請が出た場合、これはほかのところでも、例えば山林でもできるでしょうということで、ほかの土地でもできるんじゃないかということでお断りしております。

○委員長（高木将延君） そのほかよろしかったでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これにてこの件は終了したいと思います。

続きまして、可児市文化創造センターの大規模改修についてを議題としたいと思います。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 資料番号の8をお願いいたします。

可児市文化創造センターの大規模改修について御報告をさせていただきます。

可児市文化創造センターの大規模改修工事は、下記のとおり実施する予定でございます。それに伴い休館期間が生じることとなりますとあります。

1つ目、改修工事期間は平成31年9月から平成33年1月、それに伴う休館期間ですが、平成32年3月16日から平成33年1月末までを主劇場と小劇場、それ以外の施設に関しては平成32年3月16日から平成32年9月末までということでございます。

予約受け付け事務は、休館中の予約受付窓口に関して別施設での対応ということで、別施設において開設する予定でございます。

このことについて周知ですが、「広報かに」4月1日号、それから「a l a Times」4月1日号、それから可児市ホームページ、a l a ホームページ、a l a 館内の表示で周知をしていきたいと思っております。

なお、なお書きとして期間は現時点での予定であり、工事の進捗によって変更がある場合は随時お知らせをいたしますということで、こういったものを今後お知らせをしていきたいと思っております。

裏にもう1枚カラーでお配りさせていただいております。これに落とし込んでありますけど、こういう黄色のロフト工区と、それから主劇場、小劇場と色分けをしてありますけど、この工区によってこういうスケジュール、改修工事の計画を立てているところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） 余りちょっとそちらの担当じゃないかもしれんけど、平成31年10月から消費税が上がることは確定法律事項ですよ。そうすると、9月から工事を始めるけど、工事途中で完了してないので、竣工してないので工事の引き渡しはまだ未完了。完了した時点で完了に伴って支払いの義務が発生するわけだけど、消費税との関係では何か対策とれる、とれない。もう10%でいかざるを得ない。どうなんでしょうかね、その辺は。

○人づくり課長（遠藤文彦君） これに関しては10%に上がることを前提ということになりますので、消費税は免れないということになります。

○委員（伊藤健二君） 契約の段階からそのつもりで見積もりもとって対応していくということだね。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 10%という形です。以上でございます。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑のある方はございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） 先の話ですけれども、平成 32 年、6.5 カ月全面休館となるわけですが、この間、職員の休暇とか配置とかいうことはどういうふうな想定をされていますか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 今はまだ財団との話し合いの中で進めているところでございます。まず財団の事業がかなりこの期間は減ると思われまますので、その整理といいますかピックアップをしていただいて、事業量はどのくらいあるのかと、それからそこに対して職員はどのくらい要るのかとかいうような計算を今していただいている途中でございますので、それによってはまたいろいろ配置転換とかといったことも考えられると思えますけど、今はまだ精査中でございます。以上でございます。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ある方はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件についてはこれにて終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 32 分

再開 午後 3 時 34 分

○委員長（高木将延君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、報告事項の 3. 可児市水道整備基本計画についてと、報告事項 4. 可児市水道事業中長期収支計画については関連いたしますので両担当課より一括して説明をいただきます。

執行部の説明を求めます。

○水道課長（古山秀晃君） それでは、可児市水道整備基本計画の説明をさせていただきます。

資料番号 5 の可児市水道整備基本計画概要版の要約をごらんください。

ページ順に要点のみ説明させていただきますけれども、少し時間がかかると思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、2 ページをお願いします。

計画の目的ですが、平成 16 年度に一度作成した水道整備基本計画は人口増をベースとしていることやアセットマネジメントや耐震化計画は現施設を対象としたものであり、水道施設全体の将来像を想定するものではなかったことから、水道施設の老朽化や将来的な人口減少を考慮した水道施設のダウンサイジングなどを含めた抜本的な水道整備計画の見直しを行うこととしました。これが今回作成した可児市水道整備基本計画でありまして、今後 15 年から 20 年間における実施すべき施策について具現化するために技術的な方策の各種検討を行っております。

現状把握としまして、水需要予測をまず行いました。右ページの図 2.1 をごらんください。給水人口ですが、さきに策定されました可児市人口ビジョンの推計値を基本として推計した結果、右肩下がりに給水人口も減っていくことがわかります。

4 ページの図の 2.2 をごらんください。この図は 1 人が 1 日で使う水量を国が推計してい

ますが、これを参考に可児市に置きかえたものであります。生活様式の変化や水回りの機器の性能の向上などから徐々に減っていくことがわかります。

続きまして、6ページをお願いします。

ここまでは可児市全体としての給水量の推計をしていきましたが、可児市には地域ごとの特性がありますし、開発などが見込まれる場所もあります。そこで、表 2.2 と右図の 2.4 にありますように、例えば中区配水場系では瀬田、柿田地区は都市的土地利用が推進されることが予測されますので、業務営業用水の増加を見込むなど、配水池ごとに水需要予測の補正をしております。

9ページをお願いします。

表 2.4 が水需要予測の結果でありまして、平成 46 年度には 1 日平均給水量が現在より約 5%減少し、2万 8,565 立米ほどになると推計しております。

1ページめくっていただきまして、水源についてですが、可児市は県営水道から全量受水しており、図 2.5 の 5カ所の配水場で受水しております。青の棒グラフの上に赤い線がありますが、これは県水の給水能力を示しております。中区配水場への給水能力は余り余裕がありませんが、本計画で第 2 低区配水場に一部を振りかえる計画となっておりますので、全体として県からの給水能力は若干の余裕がある状況であります。

12ページをお願いします。

現況の管路の状況ですが、中区配水ブロックの川合地区で検討すべき高水圧の地域が一部ありますが、総じて水圧に大きな問題はありません。また、管路の耐震化ですが、表 3.1、3.2 の一番右側にありますように、耐震適合性のある管の割合は基幹管路については 38.3%であり、全国並みであります。配水支管については 37%であり、全国平均の 18.9%を大きく上回っています。

次に管路の老朽化の状況ですが、表 3.3、3.4 の一番右側にありますように、布設後 40 年を超えた管の割合は基幹管路については 25.5%であり、配水支管については 8%でありまして、比較的新しい管路が多いことを示しています。また、配水池やポンプ場などの水道施設の耐震化につきましては、現在工事をしていきます中区配水場と工業団地ポンプ場を残すのみとなっております。なお、工業団地ポンプ場は本計画で平成 35 年をめどに第 2 低区配水場内に移設して廃止する計画としております。

水道施設の老朽化については、昭和 50 年代以前に築造された配水池が 10カ所、ポンプ場が 1カ所、施設の老朽化が進んでいます。また、これら施設のほとんどは建てかえが困難な状況であるため、施設の廃止を含めた配水ブロックの統廃合等を検討する必要があります。

14ページをお願いします。

現状把握の結果から整備内容として検討すべき施策を表 4.1 にまとめております。また、その施策が技術的に可能であるかどうかを右ページの表 4.2 で検討しておりまして、いずれも可能であることから本計画に盛り込むことにしました。

次に、1枚めくっていただきまして、管路のダウンサイジングが可能であるかどうかを口

径 200 ミリ以上の管路全てに対して計算、検討しました。その結果、17 ページ、18 ページの図 4.1、4.2 で示します。赤い線の管路は、口径を今より小さくすることが可能な箇所となります。

20 ページをお願いします。

以上のような検討を踏まえた上で、本整備計画で実施する事業を管路更新計画で5つ、施設更新計画で2つの計7つの事業にまとめました。

まず、管路更新計画の基幹管路耐震化事業ですが、これは文字どおりの計画で、従来の耐震化計画に準拠し、平成 43 年度までに完了する計画としております。

次に、配水ブロック統廃合事業は、配水池の廃止やポンプ場の移設、それらを結ぶ管路の布設などを行うことによって、配水ブロックの統合や施設の集約を図り、効率的な配水を行うための事業でありまして、基幹管路耐震化も含んでいますので、平成 40 年度をめどにさきに検討した配水池の廃止とポンプ場の移設を完了する計画としております。

管網補完事業は新設道路への管路布設や既存管路のループ化を図り、災害時にも強い配水管網を構築するための事業でありまして、必要に応じて早期に行いたいと考えております。

次の老朽管面整備事業は、特に耐震性が低く、漏水の発生リスクが高い塩化ビニル管を使用している地区や老朽化や赤水の発生リスクが高くなっているダクタイル鋳鉄管を使用している地区において、面的に管路を更新する事業でありまして、特に早期に管路更新を行いたいと考えております。

その下の管路更新事業は、いわゆる老朽管の更新事業でありまして、さきに説明した以外の管路について管路の更新基準に基づき更新を行う事業であります。

次に、施設の更新計画ですけれども、施設耐震化事業は配水池やポンプ場などの重要な水道施設の耐震化を図る事業でありまして、配水ブロック統廃合事業と調整しながら実施しています。また、施設更新事業は、ポンプなどの電気、機械設備を施設の更新基準に基づき更新を行う事業であります。

21 ページの図 5.1 から 23 ページの図 5.3 は、それぞれの事業箇所図を示しています。

特に 21 ページをお願いします。

21 ページの図 5.1 を見ていただきますと、赤や緑の線の箇所で管路工事を行いますけれども、黄土色の線にありますように、この事業を行うことにより廃止できる管路もかなり出てくることとなります。大口径管路が整理縮小され、維持管理費や将来の管路更新費の縮減にもつながります。

24 ページをお願いします。

ここではそれぞれの更新基準について少し説明させていただきます。

管路の更新はいつ行うべきか、水道管の法定耐用年数は 40 年とされていますが、実際には 40 年を過ぎたからといってすぐに使用できなくなるわけではありません。そこで、厚生労働省では表 5.1 のように、実使用年数に基づく更新基準の設定例を公表しています。これによりまして、ダクタイル鋳鉄管のK形は 60 年となっており、可児市でも 40 年を経過した

多くのダクタイル鋳鉄管が健全に使用できておりますので、より実際の耐用年数に近いと考えられます。したがって、本計画の標準計画ではこの基準を採用して更新基準としました。

次のページをごらんください。

施設の更新基準についてですが、管路と同様、表 5.2 にありますように、実使用年数に基づく更新基準の設定例が公表されています。このため、施設においてもこの基準を採用しようと考えました。しかし、電気、機械、計装については実績及び補修部品の調達可能年数も考慮しまして少し短くはなりますが、以前より採用しています可児市の更新基準を採用することとしました。

次に、更新時の単価についてですが、管路については厚生労働省の単価を基本に設定しました。ただし、この単価には給水管の入れかえ費用や舗装の本復旧費用が見込んでありませんので、これらを見込んで表 5.3 のように設定しております。また、施設の更新単価については、建設時の単価を平成 27 年度に補正したもので設定しております。

26 ページをお願いします。

7つの事業を以上のような更新期間と更新単価で計画したものを標準計画とし、平成 68 年度までの 40 年間の概算費用を算出しております。また、その標準計画をベースに表 5.4 のような調整計画案も設定してみました。調整計画 B は管網補完事業を基幹管路耐震化事業終了後に実施するようにし、さらに管路更新事業を調整して 40 年間事業が平準化するように設定しています。調整計画 C は管網補完事業及び管路更新事業を基幹管路耐震化事業終了後に実施するようにし、平成 44 年度以降の年間の事業費が平準化するように設定しています。

28 ページの表 5.5 をごらんください。

何年にどの事業で、どのような箇所を行うかを具体的に示した整備計画の表になっております。一番左の項目欄に 7つの事業がありまして、例えば上から 2 番目の基幹管路耐震化事業の管路工事を見ていただきますと、ちょっと開けていただきまして、右から 4 番目の平成 43 年度には約 1 億 5,600 万円で、坂戸地区と下恵土地区の工事を行うことになっており、平成 44 年度以降はゼロ円となっております。この事業が平成 43 年度で完了する計画であることがわかります。また、中段にあります管路更新事業ですけれども、事業箇所が耐用年数経過管路となっております。水道課では各管路の情報を把握しており、これをもとに耐用年数を経過した管路を割り出して費用を算出しておりますので、年度ごとにまちまちな費用となっております。

今度は表を縦に見ていただきまして、例えば来年度の平成 30 年度ですが、赤色の行の標準計画は約 13 億 5,800 万円の費用がかかり、青色の行の調整計画 B では約 10 億 9,000 万円、緑色の行の調整計画 C では約 7 億 6,000 万円かかることがわかります。

概算費用を経年グラフにしたものが左ページにあります図 5.4 の棒グラフです。

29 ページの表 5.5 の一番右の総計欄をごらんください。

この総計は、管路の施設の更新が一巡する 80 年間の総計ですけれども、総額で約 766 億

円、平均すると毎年 9 億 6,000 万円の費用が必要であることとなります。

最後のページの表 5.6 をお願いします。

この表は各計画における収支の将来的見通しを示したもので、全ての計画において県水受水費の改定はなく、水道料金は現状据え置きであり、企業債の借り入れも行わないという条件としております。下のグラフにゼロの赤い横線がありますが、黒い線グラフですね。これを下回りますと資金残高がなくなり、資金ショートとなります。調整計画 C は標準計画、調整計画 B と比較して資金確保期間が長く、平成 46 年度まで資金ショートしないため、この間に基幹管路耐震化事業や配水ブロック統廃合事業といった主要な事業が実施可能であります。また、標準計画よりは管路更新事業がおくれることとなりますけれども、耐震性の劣る塩化ビニル管のほとんどは老朽管面整備事業で早期に実施することや、更新基準は固定されたものではなく、漏水事故の状況等から延命できる管路もあるため、本計画では調整計画 C を選定することにしました。

最後になりますけれども、この計画であっても将来的に資金ショートすることとなるため、適切な時期に料金の改定や企業債の借り入れを行う必要があると考えられます。また、水道管のカメラ調査や試掘等の状況調査を行い、適切な更新時期を把握して保有資産を有効に活用できるようにすることが今後は重要になると考えられます。

以上で可児市水道整備基本計画の説明を終わります。ありがとうございました。

○上下水道料金課長（長瀬繁生君） 私のほうからは資料番号 6 の可児市水道事業中長期収支計画について御説明をいたします。

この水道事業中長期収支計画につきましては、前回、平成 25 年 12 月に策定をした計画を、今説明のありました可児市水道整備基本計画の改定に伴い改定をするものでございます。

本計画は、経営の健全化と水道水の安全供給の確保を目的に中長期の視点から財政収支の見通しを立て、事業計画の実施に必要な資金の見通し、事業規模、水道料金の検証をし、財源の試算、投資試算の均衡により、将来にわたり持続可能な水道事業の実現を目指すものでございます。

資料のほうですが、2 ページをごらんください。

まず、人口の予測につきましては、前回の計画では平成 25 年 7 月に策定しました可児市の人口推計を用いておりましたが、今回は平成 27 年 10 月に策定をしました可児市人口ビジョンの推計値を用いております。

次に、3 ページになりますが、有収水量でございます。こちらのほうにつきましては、19 ページになりますが、ここに水需要の予測を載せておりますのでごらんいただきたいと思います。

前回、直近の 3 カ年ということで口径にかかわらず平均値としておりましたけれども、今回は先ほど可児市水道整備基本計画の 6 ページにございましたけれども、地域特性、これは宅地化のところとか商用地化等を踏まえた水需要予測の値に変更をしております。

3 ページに戻っていただきまして、(2)の中長期財政収支の見通し、①の収益的収支でご

ございますけれども、今度は 15 ページの表を見ていただきまして、中長期収支計画になります。この上の 1 番目の収益的収支の表になります。収入は主に水道料金、支出のほうはそれに対する費用となります。収益的収支の推計につきましては、また 3 ページに戻っていただきますけれども、3 ページのアの推計に当たっての考え方に基づきまして行っております。その結果については 4 ページのイのところの推計結果ということで載せております。この中の費用にあります人件費につきましては、下水道事業の法適化に伴いまして、水道事業と下水道事業で折半としたことにより、人数は変わっておりませんが減額となっております。

続きまして、5 ページの収益的収支の見直しにつきましては、15 ページの計画の表をグラフにしたものでございますけれども、平成 26 年の青いところが急にふえております。これは会計基準の見直しに伴いまして、長期前受金の戻し入れ、これは非現金でございますけれども、これを含めたことによりましてかなり金額がふえておりますけれども、実際にはグリーンの表にあります、長期前受金の戻し入れを除いた緑色のグラフ、これを見ますと推計期間を通して収支が赤色の費用を下回るような結果になりますので、このあたりは内部留保金がどんどん減るということになってまいります。

続きまして、6 ページのほうをお願いしたいと思います。

資本的収支ですけれども、推計の考え方はアの表になりますが、こちら先ほどの 15 ページをごらんいただきまして、今度は 2 番目の表になりますけれども、投資計画に係る事業費に対しまして、どれだけの補助金や負担金があるかというものでございますけれども、ここは当然常にマイナスとなりますので、これを収益的収支で得た収益で賄いながら、それでも不足する部分につきましては内部留保金を取り崩して補填するというような構成になっております。

また 6 ページに戻っていただきまして、事業費の投資試算でございますけれども、これは今回改定されました可児市水道整備基本計画で説明がありましたように、2 つの施設事業と 5 つの関連事業にまとめております。それぞれの内容につきましては、中段以降に内容と対象施設、管路を記載しておりますのでごらんいただければと思います。

続きまして、飛びますが 10 ページをお願いしたいと思います。

3 の料金の検討と検証についてでございます。

前回の平成 25 年の計画の際には料金の見直しの時期となっておりますので、その辺も状況を見ました。平成 26 年から平成 28 年の実績と平成 29 年、平成 30 年の見込みの状況で見直しをかけておりますけれども、12 ページの中段にございますように、総括原価、これは 5 年間の費用の合計となっておりますけれども約 97 億 6,000 万円となります。その下の給水収益は約 95 億 6,000 万円となり、収益でも費用が多くなりますので、仮に料金の改定となりますと 2% 程度の改定が必要になるのではないかというふうに推計ができます。

ただ、今回料金がそのままということを考えますと、総括原価と給水原価の差が 1 年に換算しますと 3,900 万円ほどになります。これにつきましては、4 の前回の計画における料金改

定の検証でも同じだったんですが、総括原価が給水収益を上回る推計となっております。多少差が出ておりますけれども、これにつきましては特別利益、これは水道の加入金ですね、こういうものや決算時の支出の圧縮により補える金額だと見込んでおりますので、直ちに料金の改定が必要ということは考えておりません。しかし、今後の人口の減少や受水費の動向、これによっては今後の経営に影響が出るということは考えられます。

最後に、15 ページの中長期収支計画の表を見ていただきまして、前回の投資計画の見直しを反映した平成 29 年から 10 年間の資本的収支の事業費に対しまして、一番下の表になりますけれども、資金残高、オレンジ色の部分になりますけれども、こちらの推計が徐々に減少しておりますけれども、収支は図れておりますので現状で運営できるというふうに予測をしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） 一生懸命つくってくれたのはよくわかるんだけど、大変速いスピードで低い声で説明をされたということと、行きつ戻りつもあって理解が及ばない。だから、質問しようがないんだよね。だから、2%程度は値上げしないと何か将来ないよという話なんだけど、十数年の間に値上げをするか何かをして対策をとらなきゃいけないよという結果になったという話なんだけど、それだけで全ての動向が決まるというのはなかなか思いにくいんだよね。

県の受水費が 50%を超えているから、ここがどうするかによって、もっと早く値上げをしなきゃいけないか、もうちょっと頑張っってやっっていけるような話なのかとかいろいろ言うけど、条件設定は歴史的に形成されてきておって、公共の水道で民間の資本を使って何か代がえがきくような話では全然ない。特に安全性だとか必要度と投資という問題からいくと、これは現行の水道法がある限りは公共自治体がやっていかざるを得ないし、やらなきゃいけない話ですよ。そうすると、どこまで財政の枠組みを考えるかという問題にもなってくるので、ちょっと今ここここは気に入らんから返事しろという質問ではないんですけど、今までとは全くは違わないわね。今までの流れの上で新たな設計を立てるというんだけど、80 年の話が出たでしょう、最初に。40 年の間でやっって、もう一遍 80 年までいくとどうなるという話で、今生まれた子供が平均余命と一緒になんです、80 年というのは。想定がつかない話なんだよね。そこまで計算することの現実的意味合いというのはあるのということが感じられるので、せめて 20 年とか 30 年ぐらいのスパンでの途中までの経過だけど、前提が何で、そして何が課題かという話をもうちょっと絞り込んだ説明をして、議員の理解を得てほしいというのが要望です。

ダウンサイジングの話と配水池の問題といろいろ出ていましたけど、そっちのほうを対策をとって、まず何年までの間は耐震を含めた水の安全確保の政策については目鼻をつけると

いう話ならまだ理解が得やすいし、この計画が料金に入ると全然わからない。大変だね、はっきり言って。

○上下水道料金課長（長瀬繁生君） こういう声で聞こえにくいということで、それはまずおわび申し上げます。

料金の件につきましては、この 10 年間は上げなくていいよというような形になっておりますけれども、先ほど水道課長からもありましたように、今の現状を、企業債を借りないとか、料金を上げないよという状況での話なんです。その中で今の水道のほうについては、起債のほうはかなり減ってきておる状況に御存じのようになっております。このままゼロとなると、全て今の費用を今の料金で賄うという形になってきますので、どこかのタイミングで企業債を借りて、借りれば当然長い間、今の人が負担するのではなくて、将来にわたり平均的に負担をするという形にするために、今利率もかなり低い状況でございますので、そういうものも借りながら運用していくということも一つの方法と想着っていますので、今すぐ料金ということにはつながらないのかなというふうには思っています。

当然県水の動向は、今のところは上がらないというふうになっていきますので、これが上がるという話になれば、当然この計画自体は見直しがまた必要になってくると思っておりますので、その辺も含めた形での御理解をいただければというふうに思います。

○水道課長（古山秀晃君） 済みません、説明が下手で申しわけございませんけど、整備計画のほうにつきましては、水道課のほうで各種の基本データを持っておりまして、水道管がどこに何メーターあるかというようなことが把握できているということでございまして、現在の課題も洗い出しがかなりできていると。

それで、結果何を見ていただくかということ、要約版のほうでいきますと 28 ページに先ほどちょっと表みたいところを説明しましたけれども、これが基本整備計画のいつ何をやるかということが書いてある表です。この大きい表で、縦横で説明したこれを見ていただきますと、こんなような計画でやっているということが一目でわかるようなイメージでつくってはおります。それで、先ほど長い 80 年とか、余り関係ないよというようなということもないですけど、なかなか将来難しいねというお話があったんですけども、要は単年度で見ればどういふふうでも物事を先送りすれば何とかなってしまうんですけど、長い目で見るとそういう意味合いで年 10 億円近く、9 億 6,000 万円ぐらい常に事業が今の基準でいくと、今の単価でいくとそのぐらいの事業をやっていないと、健全な施設をずうっと維持することは難しいんだよということをまず一つ説明したかったものですから、ちょっとその認識をひとつお願いしたいということと、今の話、整備計画はこの表を見ていただければ、いつ何をやる予定だよということは大体わかると思っております。

それで、あと今の中長期の収支のほうですけども、このデータをもとに収支計画をつくっておりますので、まるきりリンクしております。ですから、こちらは絵に描いた餅のプランで、こっちはこっちで今の料金だけで勝手に計算したよということではございませんので、これを本当に実現していくんだったらこのぐらいの収支になるよということで、はっきり水

道課のほうでは計画と収支をリンクしてつくっておりますので、そういう中でこういうデータが出ておるといふことだけちょっと御確認願いたいと思います。

○委員（酒井正司君） やっぱり起債を伴うことなので、世代間の負担の公平性ということからこれはつukらないかんことであるし、高い水道料金であるわけなんで、市民に長期的にこういう展望に基づいてやっておるよといふことは当然知らしめる義務があるんですが、前回の監査のとき、出納検査のときに浜松市がPFIを全国で初めて採用したという非常に珍しいケースがあるので、そういうこれから長期にかかわることといふことになると人・金などで、その財政のほうの雲行きも怪しいので、そういうことも含めてぜひ参考にして、より多面的な検討を加えて、また教えていただければと思います。

○上下水道料金課長（長瀬繁生君） 先ほどの補足になりますけれども、料金はあくまで市の計画でして、当然平成25年の料金改定のときには審議会に諮問を図りまして決定をしておりますので、当然来年が諮問をかける時期になりますので、その結果をもとにまた料金のほうは決めていくという形になるかと思っておりますので、ちょっと追加でございますけど。

○委員（伊藤健二君） 大変中途半端な理解を前提にした上で、ちょっとわからないところが多過ぎるので二、三聞きますけど。

有効水頭、水頭といふものが何かわからないけど、管の圧力の問題にリンクしている話が、今おっしゃった例えば19ページにありますね、川合地区の高水圧区域の改善検討という表題のもとで。これは有効水頭といふのが15メートル未満だから高水圧になってないので、普通の状態で流そうと思つと大規模な管路の造形が、つまり管を太くしなきゃいけないと書いてあるように日本語的には理解したんだけど、送り出す水の量を管を太くするといふ工事をやらずに、圧をかけるというやり方ではうまくいくのかいかないのかとか、そういう技術的な問題をいっぱい含んだ話があるわけですね。

要は配水池をダウンサイジングして、どこか遠いところにある大きな水がめを近場のところへ引き下げて、かつサイズも小さくして、水の中に使われずにたまっているといふと語弊があるけど、水を管を細くしてやれば少しの量で同じ圧力をかければ受給世帯の蛇口までは水が行くだろうといふことだとか、水の管の距離を、総量を絶対的に減らしていけば、いわゆる総ダウンサイジングになるもんだからといふような考え方を組み合わせていっぱいやってみた結果、できる線の話としては、ここに書いた赤い線、青い線のこの線だよといふことに到達してきたといふ結果が書いてあるの、これ。こういうふうにしたらもうちょっと現状維持がそのまま平行移動しながら維持できるという方向性を出そうとしているんですか。

○水道課長（古山秀晃君） 済みません、19ページのほうにあります有効水頭といふんですけれども、専門用語で申しわけございません。単にこれは水道の水圧が15メートル、よく1キロの水圧と言いますけど、これは10メートルのことです、有効水頭に考えれば。ですから、水道が1.5キロの水圧といふような読み方をしていただければ結構ですけれども、普通水道はこれで言つと15メートルから75メートルぐらいまでの範囲内で水圧が適正かなと言われております。その範囲を逸脱するとか、15メートルよりはちょっとあるけれどもと

というような低水圧のところは、もうちょっと水圧を高くしたほうがいいんじゃないとか、この5.4の川合地区の話につきましては、川合地区は今水圧が非常に高いので低くできないかというような技術調査のものです。低くしようと思うと、もっと低いところからの配水池にすれば低くなりますよね。でも、それでやっちゃうと低くなり過ぎてやっぱりできんよねということがここに書いてありまして、なかなか難しいということが書いてあるんですけども、そういう技術的な調査も整備計画では今考えられるようなことはかなりしておりまして、ダウンサイジングというのも管口径のここをもうちょっと細くできんかとかいうのを先ほど説明しましたが、表にあったようなこともやっております。

抜本的なことを言えば、配水池に上げるんじゃなくて直接県の水をそのまま家庭に持っていけば、先ほどの話じゃないですけど、施設も少なくなるしという話がありますけど、これはやっぱり上のほうにある水の水圧で皆さんの家庭に配っておりますので、これは安定した水が配れるわけですよね、そのおかげで。名古屋のほうへ行くとポンプが故障したらすぐとまっちゃうというようなことで、維持管理もすごく難しくなってきます。その高低差がある可児市のようなところでは、やむを得ないシステムかなということで、現在考えられる可児市の最適と思われる水道施設全体の構想の中で、いかにダウンサイジング等をして今使っている施設を有効に使うかというような形で今回いろいろ検討しておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（伊藤健二君） ダクタイル鋳鉄管、いろんな形式のものから、最後不明というやつまで含めてあるんだけど、このダクタイル鋳鉄管というのは、要するに壊れにくい、破損しにくい水道管をどういう形式のものを選ぶかという選択の話の中の一つとしてここに書いてあって、かつ特殊な強化管は40年を超えて60年、場合によっては実用年数として80年ということが保障されるかのように書いてあるので、今後長い期間の水道のコスト、ダウンサイジングと維持管理を考えたときは、ちょっと高めかもしれないけどダクタイル鋳鉄管というやつを使って配水管を整備していこうよと、取りかえていこうよと、もうちょっと言うよ。という話もこの中に含まれているんですか。

○水道課長（古山秀晃君） 御指摘のとおりで、ダクタイル鋳鉄管そのものは何とか形と書いてありますが、24ページの表には。それはつなぐためのつなぎ口の違ひでございまして、基本的には。上から大体A形、K形とかありますけど古い順です。下に行くほど新しくて、可児市はもう当然耐震性能の高い新しい管で、ダクタイル鋳鉄管を使う場合はそれを使うことによつて長い間もつように。

それで可児市は、今、鋳鉄管は200ミリ以上、それ以下は家の道路によくあるようなものは、下から3番目にあります高性能ポリエチレン管、60年と書いてありますが、これを大体今はおおむね使用しております。今からやるものについては使用しております。鋳鉄管は側は金属で丈夫いので長もちしそうですけれども、実は中がさびるという。ということは、水質に問題が起きやすいということも言われております。現に愛岐ヶ丘あたりはもう中がさびさびで、水の流れがちょっと変わるだけで赤水が出るというようなことも起こりまして、

必ずしもダクタイル鑄鉄管が絶対いいかということにも限りませんし、今度高性能ポリエチレン管と言っていましたが、3番目のものについても、これは実は塩ビ管のかわりになるような丈夫いものということなんですけれども、これは60年とは書いてありますけど、メーカーでは100年以上もつんじゃないかというふうにも言っておりまして、こちらはプラスチック系ですので水質の問題はないんですけれども、長く本当にもつかというのは実績が余らないのでというようなことで、いろいろ問題はありますけど、現時点で技術的にある程度安くて長もちしそうで耐震性があるものを使っておるという状態でございます。

○委員長（高木将延君） そのほか、質疑のある方ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件はこれにて終了いたします。

続きまして、区域外における公の施設の利用についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○下水道課長（佐橋 猛君） 報告事項の5番目、区域外における公の施設の利用についてを御報告させていただきます。

昨年の9月の委員会でも同じ名称で報告させていただいております。基本的に可児市民の汚水を多治見市の下水道で処理していただくための協議について議決をいただきたいという内容でございましたが、報告の内容が変わってまいりましたので説明させていただきます。

前回の説明では、多治見市姫町5丁目付近、いわゆる多治見市の白山団地というところがございますが、これに隣接する可児市の大森地内の地域、旭小学校の南側の地域でございますが、ここについて可児市民が多治見市の下水道を利用することについての協議に議決が必要になるという内容でございました。

今回はこの白山団地の例とは逆で、多治見市民が可児市の下水道を利用できる地域もありまして、お互いの市民が下水道を利用できる可能性のある地域につきまして、対象エリアの拡大をすることと、お互いの下水道施設の利用をするという内容を追加する変更をしております。

資料番号7をごらんください。

1枚のA4の紙でございますが、この上の図でございますが、これが前回説明の際にお示ししたものでございます。これは可児市民が多治見市の下水道を利用する場合の模式的な図でございます。

次に下の図をごらんください。こちらは逆に多治見市民が可児市の下水道を利用できる場合を示したものでございます。可児市に面した多治見市の土地を持っている方について、可児市の下水道を利用することができる状態を示しております。このように可児市民が多治見市の下水道を利用することに加えて、多治見市民が可児市の下水道を利用できる状態が想定できる場所についても同時に協議を行い、それぞれの市民から申請があった場合にすぐに対応できる環境を整えていきたいと考えております。

資料番号7の裏の面をごらんください。

今度は横向きでございますが、今回対象とする地域でございます。右の下のほうが大森の松伏団地付近のところから、ずうっと上のほうに上がって、ちょっと複雑な市の境になっておりますが、姫川沿いの下切 2042 番地というところにかけての多治見市との境界となる地域で、将来的にお互いの下水道施設の利用の可能性がある地域となっております。

現在、多治見市と協力しまして、お互いの下水道施設の利用についての協定書を作成しているところでございます。この協定書につきまして、地方自治法第 244 条 3 の規定に基づきまして、平成 30 年 9 月議会をめどに議案を提出できるように準備を進めておるところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。よろしかったですか。

○委員（伊藤健二君） この赤い線でうにょにょと囲ってある、そして姫川までの間のエリアという理解でいいですか。

○下水道課長（佐橋 猛君） そのとおりでございます。一部山の中とか川の近くとかございますけど、この辺も含めまして将来的に可能性のある地区ということで、多治見市と協議してこのエリアを選定させていただきました。以上です。

○委員長（高木将延君） ほかに質疑のある方はございませんでしょうか。

よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 20 分

再開 午後 4 時 35 分

○委員長（高木将延君） それでは、会議を再開いたします。

次に、協議事項に入ります。

協議事項 1. 常任委員会での課題抽出についてを議題とします。

今までの委員会で課題として取り扱っていただいたものに加えて、今定例会の議案審議や一般質問で取り上げて調査、検討をしていくべき課題があると思われるものがあれば、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

何か建設市民委員会として取り組んでいくべき課題等ございましたでしょうか。特によろしかったですか。

一般質問で大平委員がされたミニ開発とか、川合委員が言われた排水の問題が絡んでいたりとするところもあるんですけど、そのあたりとかいかがですか。よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

とりたてて意見もないようですので、建設市民委員会所管の事務調査事項としましては今まで同様公民館のコミュニティセンター化についてと、二野の汚染土壌浄化施設、大森台の

宅地開発事業、太陽光発電の開発事業についてということで、引き続き調査、研究していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、続きましてきょうの協議題のほうには記載してありませんが、議会報告会実施会議のほうからテーマについて何かあればということで、意見をいただいております。今度の春の議会報告会について、何かこれをテーマにしていったほうがいいという委員会での案があれば、皆さんで協議いただきたいんですが、とりたてて建設市民委員会からはなしということによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

御意見もないようですので、建設市民委員会からはとりたててテーマとするものはなしということで、今度の議会報告会の実施会議に報告したいと思えます。

最後に、前回の委員会のほうでお話しさせていただきました農業委員会との懇談会について、4月4日で予定をしております。テーマは特に設けているわけではなくて、農業委員のほうから現状等をお伺ひして、それに対して懇談という形をとらせていただくつもりでおります。委員会当日は午後1時半から農業委員会のほうで総会が開催されますので、それが終わり次第ということで予定しております。およそ3時半ごろと聞いておりますので、3時45分ぐらいの開始を予定しております。時間がちょっと流動的で申しわけございませんが、3時半ぐらいに市役所のほうに集まっていたいただければと思っております。

〔「農業委員さん全員ですか」の声あり〕

農業委員と推進委員会の方が一緒に総会をやられていますので、それが終わり次第、そこに合流という形をとらせていただきたいと思っております。

そのほか委員の皆様から何か御意見ございましたらお伺ひします。

〔挙手する者なし〕

ないようであれば終了いたします。

以上で本日の建設市民委員会の案件は全て終わりました。これで建設市民委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでございました。

閉会 午後4時40分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 3 月 8 日